

# 西東京市 第 2 次基本構想・基本計画案

【答申用】



# 目 次

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| <b>基本構想</b> .....               | 1   |
| 1. 策定の趣旨 .....                  | 3   |
| 2. 計画のフレーム .....                | 4   |
| 3. わたしたちの望み〔基本理念〕 .....         | 5   |
| 4. 理想のまち〔将来像〕 .....             | 6   |
| 5. まちづくりの課題 .....               | 9   |
| 6. まちづくりの方向 .....               | 12  |
| <br><b>基本計画（総論）</b> .....       | 23  |
| 1. 計画の位置づけ .....                | 25  |
| 2. 計画の期間 .....                  | 25  |
| 3. 計画の指標 .....                  | 26  |
| 4. 今後のまちづくりに関する意見 .....         | 29  |
| 5. 計画を推進するために .....             | 34  |
| <br><b>基本計画（各論）</b> .....       | 37  |
| <b>みんなでつくるまちづくり</b> .....       | 39  |
| み1 みんなが輝き活躍するまちを実現するために .....   | 41  |
| み2 一人ひとりが尊重される社会を構築するために .....  | 47  |
| み3 市民が満足し持続発展するまちであるために .....   | 55  |
| <b>創造性の育つまちづくり</b> .....        | 61  |
| 創1 創造性豊かな子どもたちが育つために .....      | 63  |
| 創2 多様な学びと文化・スポーツが息づくために .....   | 71  |
| <b>笑顔で暮らすまちづくり</b> .....        | 81  |
| 笑1 だれもが地域で安心して暮らすために .....      | 83  |
| 笑2 いつまでも健康で元気に暮らすために .....      | 95  |
| <b>環境にやさしいまちづくり</b> .....       | 103 |
| 環1 みどりの保全と創出を進めるために .....       | 105 |
| 環2 持続可能な環境に配慮した社会を確立するために ..... | 111 |

|                                    |            |
|------------------------------------|------------|
| <b>安全で快適に暮らすまちづくり</b> .....        | <b>121</b> |
| 安 1 快適で魅力的な都市空間で暮らすために .....       | 123        |
| 安 2 安全なまちづくりと暮らしのために .....         | 129        |
| <b>活力と魅力あるまちづくり</b> .....          | <b>137</b> |
| 活 1 まちの産業が活力を発揮し活躍するために .....      | 139        |
| 活 2 地域性を活かして人が集う魅力的なまちになるために ..... | 145        |

# 基本構想



## 1. 策定の趣旨

西東京市第2次基本構想は、平成16（2004）年3月に策定した第1次基本構想の理念や施策を踏まえつつ、今後10年の西東京市のめざすべき将来像を描き、まちづくりをさらに一歩前へ進めるために策定するものです。

わが国の社会経済情勢はこの10年で大きく変動しました。平成20（2008）年のリーマン・ショックによる世界的な景気の低迷やその後の円高による国際競争力の低下、長引くデフレや経済の停滞などによる税収の減少、生活保護世帯の増加や超高齢社会の到来による社会保障経費の増大などの影響を受け、国と地方の財政は一段と厳しい状況となっています。

こうした変化の激しい時代にあって、わたしたちのまち西東京市をさらに住みよいまちとして次世代に引き継いでいくことは、今を生きるわたしたちの責任です。

そのため、第2次基本構想の策定にあたっては、市民とともにこれまで10年間共有した深い思いである、わたしたちの望み〔基本理念〕と理想のまち〔将来像〕は、まちづくりの礎であるとともに次のステージへの指針であると考え、これを継承します。

さらに、東日本大震災の教訓から得た地域の助けあい・支えあいや絆の大切さを踏まえた上で、多様化する市民ニーズや新たな課題の解決へ向けた取組を着実に推進させることで、みんなの輝きを次世代につなぐまちづくりを進めます。

平成23（2011）年8月に地方自治法の一部を改正する法律の施行により市町村の基本構想策定の義務づけが廃止されましたが、市の長期的なビジョンを示す必要性は変わりません。

今後もまちづくりを総合的かつ計画的に進めるために、基本構想を行政運営における市の長期的なビジョンとして位置づけ、基本計画と一体的に示した上で推進を図ります。

## 2. 計画のフレーム

### (1) 計画期間と目標年次

基本構想は、平成26（2014）年度を初年度とし、平成35（2023）年度を目標年次とします。

### (2) 想定人口

平成35（2023）年度における想定人口は、おおむね19万8千人とします。

本市の人口は、昭和55（1980）年以降一貫して増加してきました。国勢調査データによると、昭和55（1980）年に158,235人であった人口は、30年後の平成22（2010）年に196,511人となり、38,276人（24.2%）の増となっています。今後は、平成27（2015）年に200,374人に増加した後、減少に転じ、目標年次における平成35（2023）年における人口予測は197,990人と推計されています。

〔「西東京市人口推計調査報告書」(平成23年12月)より〕

### (3) 土地利用について

本市は、武蔵野台地のほぼ中央にあり、東京都心の西北に位置し、面積 15.85 平方キロメートルで、地形はほぼ平坦な地域です。

市内には、西武池袋線の2駅（保谷、ひばりヶ丘）と西武新宿線の3駅（東伏見、西武柳沢、田無）があり、区部に隣接するため都心にも近く、都市部周辺における良好な住宅地が形成されています。

土地利用にあたり、戸建て住宅や集合住宅を中心とする住宅市街地については、公園・緑地などの整備を図りながら良好な住環境を確保します。

また、駅周辺などの住宅、商業施設、事業所などが混在する複合的な市街地については、活力あるまちとして発展させるため、商工業やサービス業などの経済に寄与する企業や商店の建物などの集積を図るなど、地域ごとの特性を活かした土地利用を進めます。

なお、詳細な土地利用の方針などについては、都市計画マスタープランで定める地域別構想に基づき、地域に即したきめ細かなまちづくりを進めていきます。

### 3. わたしたちの望み〔基本理念〕

## やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ

第1次基本構想では、「住む地域とのつながり」をもち、「一人ひとりがいきいきと輝く」ことはどのような姿なのかを考えました。

「まちを楽しむ」気持ちから住むまちに誇りや愛する気持ちが生まれ、そのことからお互いを思いやり尊重できる「やさしさ」や人と人とのコミュニケーションにあふれた「ふれあい」が息づくとして「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を基本理念としました。

第2次基本構想では、「やさしさ」や人と人との「ふれあい」は、人を思いやる心によって生まれ、このことは東日本大震災の教訓として再認識した、地域の助けあい・支えあい、人と人の絆となって、地域における強い力となります。

また、わたしたちがこのまちを愛し、「まちを楽しむ」ことから一歩前へ踏み出し、「みんなでまちをつくる」ことに参画し、みんなが輝くことのできる魅力あるまちを築くことで、このまちに暮らしている誇りを次世代へとつなげることができます。

このような思いから、第2次基本構想においても、『やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ』をわたしたちの望みとして、基本理念に掲げます。

## 4. 理想のまち〔将来像〕

『やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ』という基本理念をかなえるために、4つの理想のまち〔将来像〕を掲げます。

- みんなでつながり支えあうまち
- 豊かで明るい活気あるまち
- 安全・安心でほっとやすらぐまち
- ひと・もの・ことが育ち活かされるまち

このまちに暮らすことが誇りとなり、その誇りが次世代へ続くように「みんなの輝きを次世代につなぐ」という気持ちを大切にして理想のまちをめざします。

### － 4つの理想のまち〔将来像〕 －



## 理想のまち〔将来像〕

### 《みんなでつながり支えあうまち》

みんなでつながり支えあうまちは、人々がお互いを理解し、助けあい、支えあうことで、いつまでもこのまちで暮らし続けたいと感じるようになります。

まちには行政だけでは解決につながらないさまざまな課題があります。みどりの保全や循環型社会実現のための取組、子どもや高齢者などの見守りや地産地消の取組など、これらの課題に対しては、みんなのつながりや支えあいが解決への強い力となります。

この支えあいの活動においては、市民、企業、地域コミュニティ、NPO、行政などのすべての存在が大切な担い手であり、サポーターとなります。そして、それぞれがあらゆる可能性を広げ、つながることで協働が推進され、個人では成しえなかった大きな力を生み出すこともできます。

この力は、次世代への新たな力となってまちの輝きへとつながります。

### 《豊かで明るい活気あるまち》

豊かで明るい活気あるまちは、新しい何かが生まれるという、わくわくするような期待感に満ちあふれていて、人や企業、情報、ものが集まり、人のにぎやかな往来が生まれるようになります。

そこには、通勤・通学する人、農業や商工業に励む人、買い物やスポーツを楽しむ人、自然や文化に親しむ人など、さまざまな目的でまちを楽しむ人が集い、その人たちがお互いに情報を交換したり、交流したりすることで、まちの魅力を再発見することができます。

そのようなまちに近づくためには、人や企業、各種団体などが自由に活動できるよう、利便性の高い公共交通や道路が整備され、さまざまな人が楽しみながら気軽に集える空間があることや、商店街や商業施設などとともに暮らしに必要なサービスを提供するしくみがあり、活気ある産業が根づいていることが必要です。

人を引きつけるまちの魅力を市内外にアピールすることは、新たなまちの活気の醸成となり、まちの魅力につながります。

## 《安全・安心でほっとやすらぐまち》

安全・安心でほっとやすらぐまちは、生活にやすらぎを感じることができます。

公園や農地などの身近なみどりに心が癒され、散歩道を歩いて季節の移り変わりを感じ、地域の自然を観察して新たな発見をすることもできます。散歩に疲れたら、子どもの声が聞こえる公園でひと休みし、近所の人たちとおしゃべりをするなど、人と人との交流も生まれます。商店街では、親しい人と一緒に買い物をしたり、行きつけの店の人との会話を楽しんだりすることもできます。また、市民が集まる場所では、お互いが共通の話題で気軽に話すことができ、新たな出会いへとつながります。

そのようなまちに近づくには、心やすらぐ自然環境や気軽に集える空間、安全なまちなみや道路、安心できる住環境が整備されるとともに、犯罪が発生しにくい環境づくりや防災・減災のための取組が大切です。

人々のコミュニケーションやふれあいの広がりや、まちを愛する気持ちにつながります。

## 《ひと・もの・ことが育ち活かされるまち》

ひと・もの・ことが育ち活かされるまちは、生きがいをもって働き、学び、日々の暮らしを楽しむことができます。

わたしたちの生活には、友人や仲間、家族などの「ひと」、通勤・通学のための交通基盤や道路網、憩いの場や学習の場、身近で活動するための施設、商店街や商店、文化芸術や歴史資源などの「もの」、趣味や学習をする機会、スポーツ・レクリエーションをする機会、人との交流の機会、ボランティア活動をする機会などの「こと」が必要不可欠です。

そのようなまちに近づくには、みんながまちを楽しむ「こと」に参加して、まちづくりや自分たちの住んでいる地域のことに興味をもち、今ある「もの」を活かしつつ新しい「もの」を創出し、そこに暮らし活動する「ひと」を育みつなげるしくみが大切です。

「ひと」「もの」「こと」が身近にある生活をおくることは、新たな価値の創造や魅力の発見となり、このまちで暮らすことの誇りにつながります。

## 5. まちづくりの課題

**4つの理想のまち（将来像）の実現には、目指す理想と現実との差を「まちづくりの課題」として認識し、明確にする必要があります。**基本構想の計画期間（10年間）を見据え、市を取り巻く環境や今後の変化を踏まえたまちづくりの課題を以下のとおり整理します。

### ■ 地域コミュニティの再構築

自治会・町内会などの地縁組織・地域活動は衰退する傾向にあり、これまで地域が担っていた助けあい・支えあいなどの共助（相互扶助）の機能やしくみの弱体化が進んでいます。

一方、地域福祉の推進や子どもの見守り、防犯・防災、高齢者や障害者の支援など、地域が抱える課題は多様化してきており、行政だけではこれらの課題の解決につなげることはむずかしく、地域の底力が発揮できる地域コミュニティの再構築が求められています。

さらに、東日本大震災では、生命や生活を守るための助けあい・支えあいなど、地域の連携や協力の重要性が再認識されました。

そのため、地域活動に関する情報提供や啓発活動、機会の提供などを積極的に進めることで、各地域で活動する地域組織を活性化させることや、地域の生活や活動にかかわる学校、企業、行政機関、NPO、市民活動団体などの横の連携による自助・共助（相互扶助）の機能を強化させつつ、地域課題解決のためのしくみづくりを進める必要があります。

### ■ 地域の自立と行財政改革の推進

本市は、これまで合併に伴う財政支援や職員定数の削減などにより、財政効果を最大限に活かしたまちづくりを進めてきました。しかし、特例的な財政支援が段階的に縮減する中、社会経済情勢の変化や雇用情勢などの影響により、人口は増加しているものの市税収入は伸び悩んでいます。

さらに、社会保障関係経費の増加、新たな課題への取組や多様化する市民ニーズへの対応など、財政の硬直化は今後一層進むことが想定されます。

また、地方分権改革の進展による「地域のことは、地域が決める」という取組が進み、地域の自主性、自立性は増大する中、これまで以上に戦略的な市政運営が求められており、政策立案の視点を高めつつ、厳しい財政状況のもとで安定した行政運営を進めるため、限られた行政資源（予算・人員）を重要な施策に重点的に配分する「選択」と「集中」を行うには、行財政改革をさらに推進する必要があります。

特に、合併時からの課題である公共施設の適正配置・有効活用については、市域全体を見渡した上で、必要性や機能面などを検討し、計画的に対応する必要があります。

## ■ 少子高齢化への対応と協働によるまちづくり

本市における14歳以下の年少人口は、平成23（2011）年10月1日時点の25,310人から平成35（2023）年には21,770人（14%減）にまで大きく減少する見込みです。その一方で、65歳以上の高齢者は、平成23（2011）年10月1日時点の40,668人から平成27（2015）年の48,158人に急激に増加した後、ゆるやかな増加傾向となり、平成35（2023）年には50,377人まで増加すると予測されています。高齢者の人口に対する割合（高齢化率）は、平成23（2011）年の20.5%から平成35（2023）年には25.4%に達するとされています。

このように、少子高齢化は一段と加速することが予測されており、子どもを育てやすく、高齢者なども安心して暮らせる環境の整備や、積極的に社会に参加していきいきと暮らせるまちづくりを推進することが大切です。

本市では、市民参加の機会を積極的に提供することで、市民との協働によるまちづくりを推進してきました。地域社会に対する市民の参加意識の高揚は、NPOや市民活動団体などの誕生につながり、福祉や環境の分野などで多くの活動が実施されています。

今後もNPOや市民活動団体などによる活動が展開され、市民とともにまちづくりを進めることが求められています。

## ■ みどりの保全と低炭素社会づくりの推進

本市は都心に近いながらも農地や屋敷林などが残されており、比較的にみどりに恵まれています。が、都市開発などが進み、みどりは年々減少する傾向にあります。

みどりは憩いややすらぎを与えるばかりでなく、地域の生態系の維持や地球レベルの環境問題の解決にも寄与する貴重な資源であるため、今後も保全に努める必要があります。

また、近年の環境問題は、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動などの身近な問題だけでなく、地球温暖化など、地球規模で深刻化しています。

地球温暖化対策については、国や東京都から低炭素社会づくりをめざした二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量の削減に向けた取組が示され、市民や団体、事業者などの環境意識の高揚もみられますが、今後も省資源・省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの普及など、低炭素型ライフスタイルへの転換が求められています。

## ■ 都市基盤整備と防災・防犯対策の推進

本市は、幹線道路などの整備水準が低いことから、通過車両が住宅地に入り込むなどの問題が生じており、幅員の狭い生活道路は、歩行者や自転車にとって危険であり、防災面や緊急時の対応にも課題があると考えられます。

都市計画道路は、交通の円滑化、快適な歩行空間の確保、通過車両の流入抑制、防災性の向上などの多様な機能をもっています。このような都市計画道路をはじめ、生活道路を含めた体系的で、利便性、安全性、防災性の向上を図ることができる道路の整備が求められています。

また、長期的な取組として、危険な踏切を解消し、道路交通の遮断を解消する一体的なまちづくりを進めるための鉄道連続立体交差化などについての検討が求められています。

雨水溢水（いっすい）対策については、近年、市内の浸水被害は減少していますが、引き続き計画的な雨水管整備や貯留施設などの整備が求められています。

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災や、今後、南関東地域での直下型地震の発生が懸念されていることもあり、市民の安全・安心に対する意識は高まっています。

公共施設の耐震化や緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化などを進めることで、災害に強いまちづくりをめざすとともに、公助による防災対策だけではなく、市民や団体などが行政や関係機関と連携し、地域ぐるみで自助や共助による防災対策を推進する必要があります。

また、近年、振り込め詐欺やインターネット犯罪などの新たな犯罪が発生しており、地域で子どもや高齢者の見守りを充実するなど、市民や関係機関と連携した防犯対策を推進する必要があります。

## ■ 産業の振興と地域経済の活性化

世界的な経済の停滞や東日本大震災による消費活動や生産活動の落ち込みは、本市においても税収の減少だけではなく、市民生活や雇用などにも少なからず影響があると考えられます。

そのため、時代のニーズに即した産業振興のための取組や市外からの集客の向上につながる取組、市内事業者数の向上のための起業しやすい環境整備の取組などにより、税収増につなげるとともに、新たな雇用を生み出し、地域経済を活性化することが求められています。

また、住宅都市としての特性を考慮した上で、住民と共存共栄できる産業施策を推進しつつ、農業・商業・工業の連携強化による相乗効果も発揮できるような、特色あるまちづくりを進めることが求められています。

## ■ まちの魅力の向上と内外へのアピール

本市には関東地方でも有数の規模を誇る下野谷（したのや）遺跡や江戸時代に青梅街道の宿場町として栄えた長い歴史があり、東大生態調和農学機構の農場や演習林など、今でも武蔵野の面影を残すみどりがあります。

また、区部に隣接し都心に近く、通勤・通学にも便利な住みやすい住宅都市としての顔とともに、複数の大学や企業が立地し、世界最大級の先進的なプラネタリウムを擁する多摩六都科学館もあり、多くの N P O や市民活動団体が主体的に活動するなど、さまざまな魅力的資源を有しています。

これらのまちの魅力を向上させることは、そこに暮らす人々に元気を与えると同時に、にぎわいが生まれ、まちへの愛着となり、新たな「まちの顔」をつくることにもつながります。

今後は、新たな価値を見出しながら、人や企業、各種団体などと連携し、市内に存在する多くの価値（ひと・もの・こと）を市内外にアピールするなどの取組を計画的な視点に立って進める必要があります。

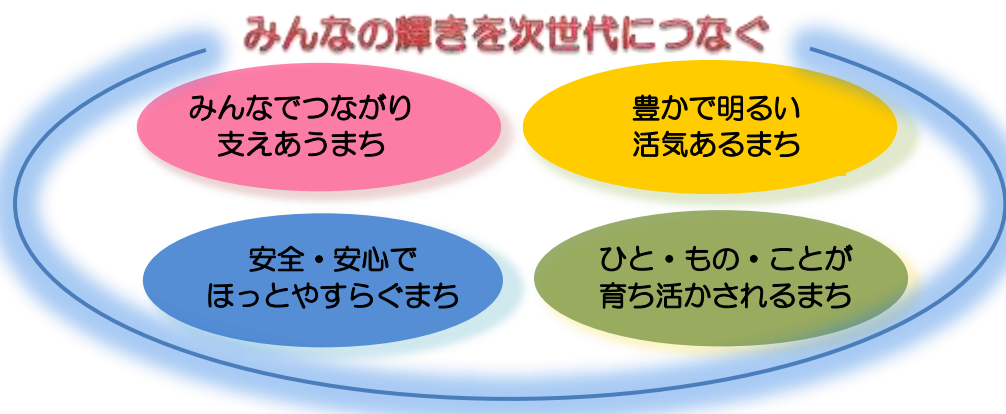
## 6. まちづくりの方向

「わたしたちの望み〔基本理念〕」及び「理想のまち〔将来像〕」を踏まえ、「まちづくりの課題」を解決するため、6つのまちづくりの方向と13の分野を次のとおり位置づけます。

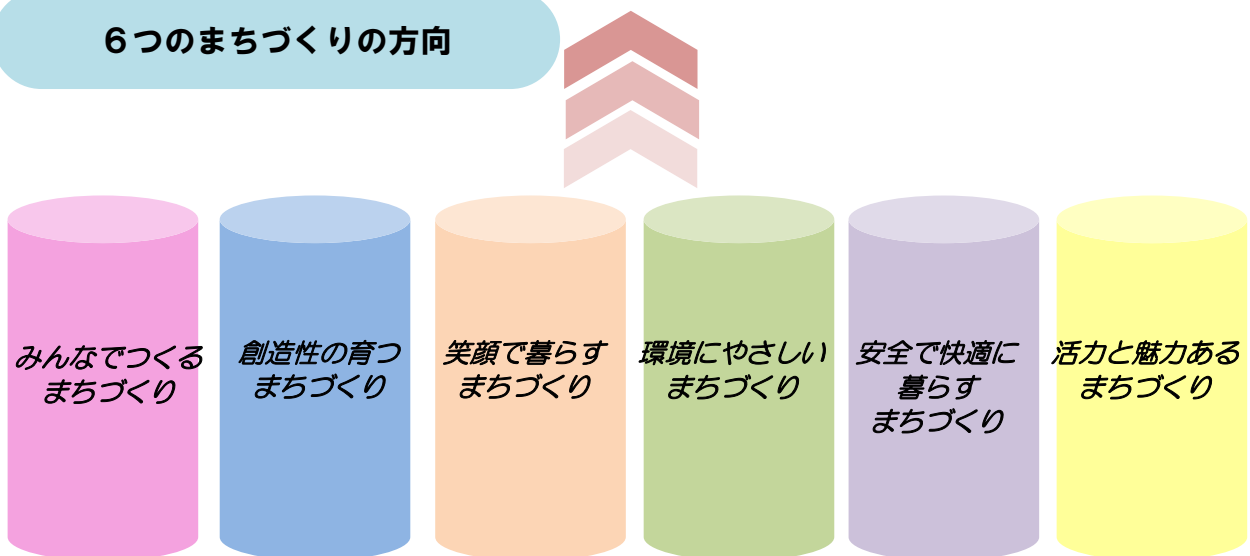
### わたしたちの望み〔基本理念〕

**やさしさとふれあいの西東京市に暮らし、まちを楽しむ**

### 理想のまち〔将来像〕



### 6つのまちづくりの方向



### 【みんなでつくるまちづくり】

みんなが輝き魅力あるまちを築くためには、人と人、人と地域がつながることが必要です。

市民一人ひとりの人権が尊重され、平和を尊び、国籍・性別、障害の有無などによって差別されることのない平等な社会の構築を進めます。

また、今まで以上に地域や協働の視点を重視しつつ持続可能で自立的な自治体経営を進めます。

### 【創造性の育つまちづくり】

市民一人ひとりが輝き、心豊かに暮らすことができるまちであることが望まれます。次世代を担う子どもたちが個性を伸ばしながら健やかに育つために、学校教育の充実や安心して子育てできる環境を整え、学校・家庭・地域の連携による育ちを支援します。

また、だれもが生涯にわたり学び、文化芸術にふれ、スポーツ・レクリエーションに親しむことのできるまちづくりを進めます。

### 【笑顔で暮らすまちづくり】

わたしたちは健康で生きがいのある豊かな人生をおくりたいと願っています。住みなれた地域でいつまでも笑顔で暮らすために、地域やNPO・市民活動団体及び関係機関と連携しながら、保健・福祉・医療の一体的なサービス提供を図り、安心していきいきと健康に暮らすことのできるまちづくりを進めます。

### 【環境にやさしいまちづくり】

やすらぎをもたらす自然環境と、安全で持続可能な生活環境を次世代に引き継いでいく必要があります。

市民と事業者、行政が協力して、みどりの保全や環境にやさしい低炭素社会づくりを推進し、環境負荷の少ない循環型社会のしくみを整えて、良好な環境を保全するまちづくりを進めます。

### 【安全で快適に暮らすまちづくり】

わたしたちが安全に安心して暮らせる都市基盤の整備が必要です。

市民が快適に暮らせるよう、住みやすい住環境の整備や利便性の高い道路・交通網の整備を進めます。

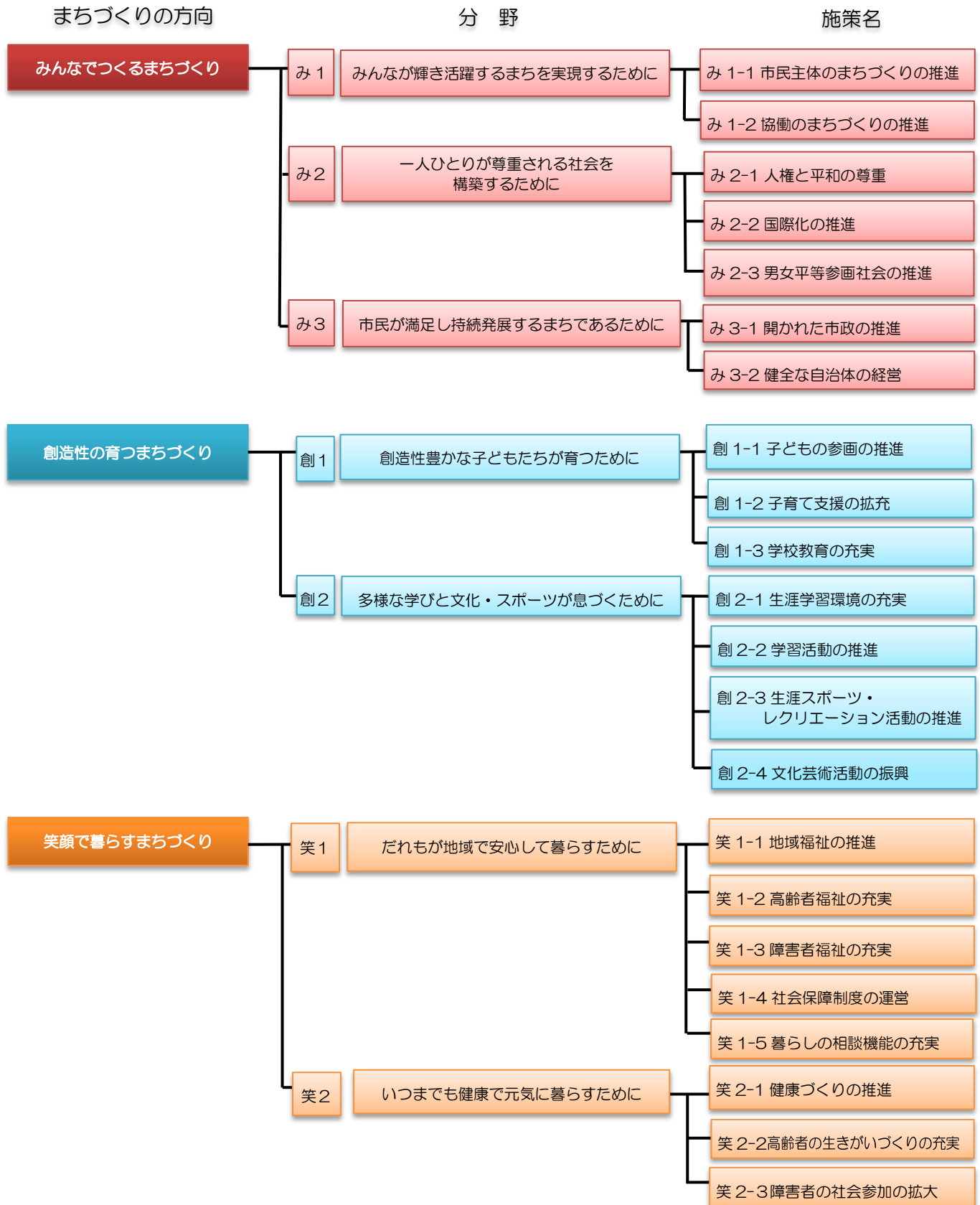
また、市民一人ひとりの防災や防犯意識を高め、市民や地域が参加する防災・防犯対策を充実させて、市民が安全に暮らせるまちづくりを進めます。

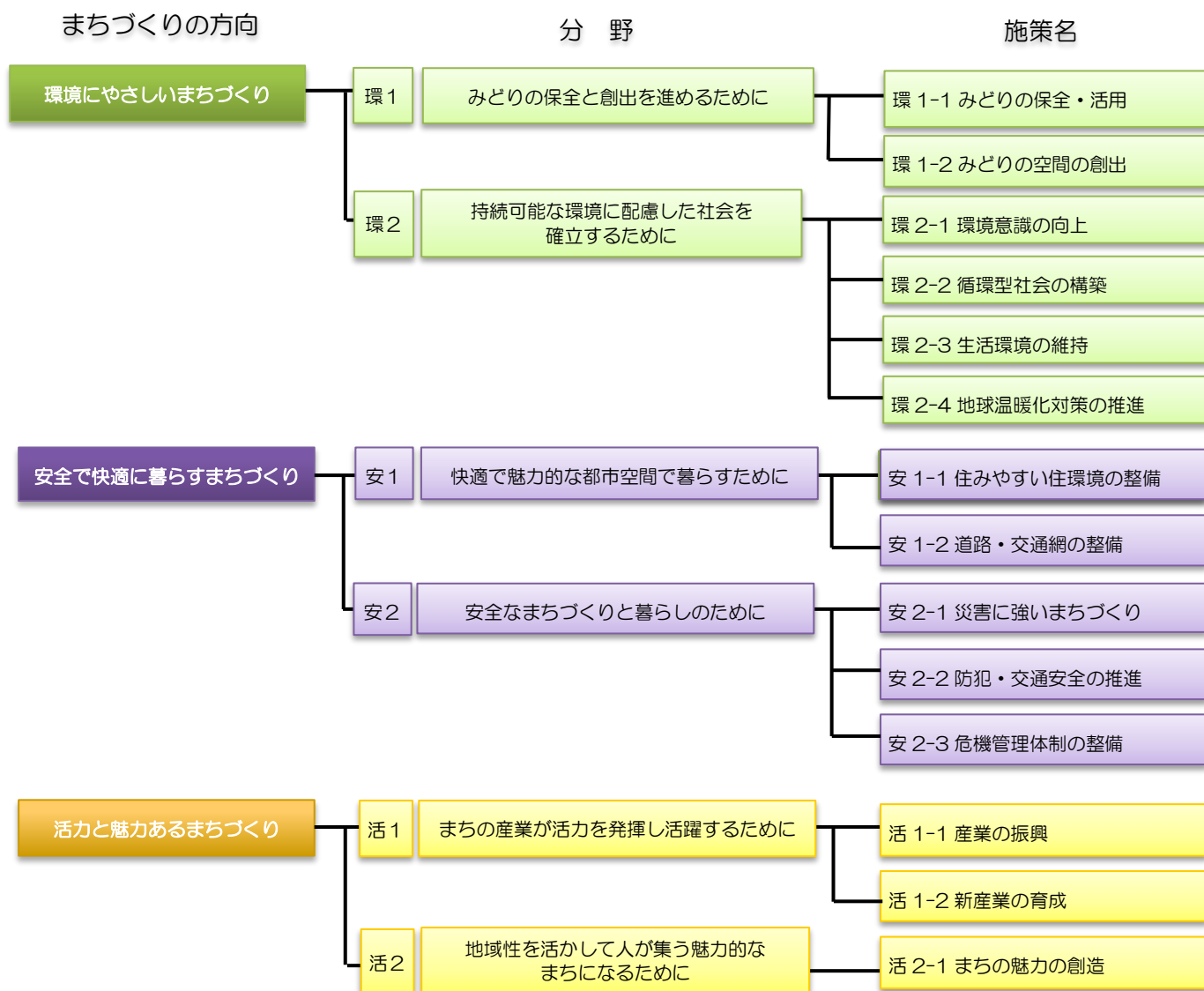
### 【活力と魅力あるまちづくり】

わたしたちのまちが活力に満ちて魅力あふれるためには、地域産業の振興や地域資源の活用が必要です。

地域資源を活かしてまちの活力や魅力を向上させ、市内外に広くアピールすることにより、人の交流を増やすとともに、農業・商業・工業の連携や事業者間の連携を充実させて新たな産業の育成やにぎわいと活気のある魅力的なまちづくりを進めます。

# まちづくりの方向体系一覧





**み1** みんなが輝き活躍するまちを実現するために

市内に暮らし活動している人やこれから何かの活動をしたいと考えている人などにとって、目標や生きがいを持ち、人との交流や地域での活動が自由にできるしくみが重要です。自由な活動や人との交流の機会は、多くの人の活躍する場を生み出し、みんなが輝くためのひとつのステップとなります。

本市では、市民参加条例、市民協働の基本方針や地域コミュニティ基本方針を作成し、市民と市との協働によるまちづくりや地域コミュニティの再構築を推進しており、市民協働の機会が広がっています。

また、市民のまちづくりへの意識の向上、地域コミュニティ強化の取組、ボランティア活動の推進、市民への必要な情報や機会の提供など、市民の行動や活動を促すためのサポートも大切な要素となります。一人ひとりの行動とそれをサポートする力が広がり、人と人、人と地域がつながることで、人々が支えあうコミュニティが生まれ、人も地域も活かし、活かされる、「みんなが輝き活躍するまち」の実現をめざします。

**み2** 一人ひとりが尊重される社会を構築するために

わたしたちの周りには、さまざまな人が暮らし、働き、学び、支えあって生活をしています。一人ひとりとはかけがえのない存在であり、人種、国籍、性別、年齢、信条、社会的身分などによって差別されることなく、平等に扱われなくてはなりません。そのため本市は、人権が尊重され、平和を尊ぶ社会をめざします。

また、国際化の進展に伴い市内に暮らす外国人が地域でより快適な生活がおくれるよう、生活支援や行政サービスの充実に努め、多文化共生社会の形成をめざします。

男女平等推進センターの機能の充実に努め、男女平等参画社会についての市民の理解を深める取組を進めます。

**み3** 市民が満足し持続発展するまちであるために

持続発展するまちであるためには、健全な自治体としての経営と開かれた市政運営に基づいた、市民とともに進めるまちづくりが必要です。

市の施策や事業などをわかりやすく市民に知らせる広報や市政の情報公開に努めるとともに、市民の意見を聴くための広聴機能の充実に努めます。

市民への情報提供や行政手続などにおいては、パソコンや携帯電話、スマートフォンなどの身近で簡便な手段が使えるような新たな取組の検討を進めます。

今後の市の財政状況は一段と厳しさを増すことが想定されているため、行財政改革のさらなる推進や行政評価制度の評価・検証を踏まえた事業の重点化や効率化などを積極的に推進するとともに、関連自治体との広域連携による行政の取組やまちづくりの先頭に立つ分権時代に対応した市職員の育成に努めるなど、さまざまな取組により持続可能で自立的な自治体経営を進めます。

### 創1 創造性豊かな子どもたちが育つために

少子化、核家族化が進む中、学校、家庭、地域における子ども同士のふれあいや子どもと地域住民、親とのふれあいが希薄になっているといわれています。また、学校におけるいじめや体罰、家庭における児童虐待などが社会問題となっています。

子どもたちが創造性豊かに育つには、学校などでの学びや遊びに加え、他世代とのかかわりや、地域社会とのつながりをもつことが大切です。

地域において、子どもたちが主体的にさまざまな活動に参加することによる子どもの育ちを支援する環境づくりを進めるとともに、活動の場の確保や他世代との交流の機会づくりを進めます。

NPOや市民活動団体、関係機関などと連携して子育て家庭を支援するためのサービスや保育園、学童クラブなどの環境整備、支援体制の強化を図るとともに、これから社会で活躍していく若者に注目した支援体制の構築を図ります。

また、子どもたちがのびやかに学べるように、学校教育環境を向上させるとともに、いじめ、不登校、ひきこもりなどに対しては迅速かつ適切に対応していきます。

### 創2 多様な学びと文化・スポーツが息づくために

自分自身の能力の向上や心の豊かさを高めるために、学校教育以外の場での学習、文化芸術やスポーツ活動へ親しめる環境づくりが求められています。

本市では、だれもが生涯を通して学習したり、芸術にふれたり、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動が行えるように、学習活動や公民館活動の支援、図書館サービスの高度化及び利用環境の向上、文化芸術活動の支援、文化財の保護、スポーツ環境の整備などに努めます。

また、市民の学習や活動の成果を地域に還元できるよう、発表などの機会を確保し、地域における市民の交流を進めます。

**笑1** だれもが地域で安心して暮らすために

高齢化が進み、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、障害者世帯が増加しています。高齢者や障害者がいつまでも安心して住みなれた地域で笑顔で暮らすことができるよう、地域福祉の充実を図る必要があります。

福祉サービスの形態やしくみに変化する中、利用者が主体的にサービスの選択ができるように、福祉サービスの充実や地域基盤の整備、介護予防の強化などが求められています。また、高齢者や障害者などが孤立しないように、地域における見守りの体制を整えるとともに、地域福祉への理解向上を図るための情報提供を行うことも重要です。

そのため、家庭と民生委員や児童委員とのコミュニケーションの充実を図るとともに、社会福祉協議会やNPO、市民活動団体、福祉事業者などの関係機関との連携を強化し、生活のための相談、アドバイスなどのサポート体制を充実させ、だれもが笑顔で安心して暮らせるしくみの構築をめざします。

**笑2** いつまでも健康で元気に暮らすために

だれもが健康で生きがいをもって暮らし、人と交流し、自ら活躍できるしくみや環境が整った地域の実現が求められています。

市民が元気に暮らすためには市民の健康づくりが不可欠です。健康で自立した生活ができるよう、市民の健康づくりをサポートするとともに、高度医療や救急医療などにも対応した地域の保健・福祉・医療の連携による効果的なサポート体制を進めるとともに、関係機関との広域的な連携の向上を図ります。

また、高齢者や障害者が生きがいをもって暮らし、地域コミュニティの一員として地域活動や就労ができるよう、さまざまな支援の充実を図るとともに、地域において支えるしくみの構築をめざします。

環1 みどりの保全と創出を進めるために

まちのみどりはわたしたちの暮らしや生活にやすらぎをもたらします。

本市は、都心に近いながらも比較的みどりに恵まれています。都市開発が進むことによるみどりの減少も懸念されており、貴重な財産であるみどりを保全しながら魅力あるまちづくりを進める必要があります。

市民参加によるみどりを保全するしくみや公園や緑地などの充実を進めるとともに、道路や公共施設の緑化の推進などにより、みどりの空間の創出を図ります。

また、日常の生活の中で自然や生物とふれあえるような人と自然環境の共生したまちづくりをめざし、みどりを豊かに感じることでできる魅力ある景観づくりにも取り組みます。

環2 持続可能な環境に配慮した社会を確立するために

大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、ごみ対策などの身近な環境問題や、地球温暖化などの地球規模の問題は、わたしたちの生活や事業者の経済活動から生じる環境負荷に起因します。

地域における環境保全を進めるためには、市民のライフスタイルや事業者の経済活動を見直し、社会全体で環境負荷の削減に取り組む必要があります。

本市は、市民や事業者の環境意識を高めて環境に配慮した行動の促進を図りつつ、大気や水質などの地域の環境を保全するほか、ごみの発生抑制、再使用、再生使用を促進し、資源の効率的な利用による循環型社会の構築に取り組みます。

また、地球温暖化防止のため、省資源・省エネルギーを進めるとともに再生可能エネルギーを導入、活用し低炭素型のまちをめざします。

**安1** 快適で魅力的な都市空間で暮らすために

地域と調和のとれたまちなみは、だれにとっても利用しやすく住みよいまちであるとともに、愛着や誇りのもてるまちとなります。住み心地のよい住環境を確保し、市民が安全で快適に暮らせるまちをめざして、地域の特徴を活かしたまちづくりを進めます。

また、生活道路と幹線道路などの整備、安全で歩きやすい道路環境や交通網の整備によりユニバーサルデザインの配慮を行うとともに、老朽化が進む都市基盤については、老朽化に対応した計画的な更新や長寿命化の取組を図ります。コミュニティバス「はなバス」の運行については、引き続き効率的な運営に努めるなど必要があります。

多くの人が集まる駅周辺については、地域の特色を活かしつつ、快適な都市整備を進め、市外からの集客につながるような特徴あるまちづくりに取り組みます。

**安2** 安全なまちづくりと暮らしのために

東日本大震災を契機に、災害に強いまちづくりに対する市民の要望が高まっています。

行政による公助だけではなく、市民自らによる自助や地域による共助の意識の向上、防災基盤の整備や防災訓練、災害時を想定した迅速な対応の検討などを進め、市民や団体などと行政や関係機関が連携した防災対策の取組を図ります。

また、地球温暖化や異常気象の影響などから、都市における豪雨や台風に起因する都市型水害も懸念されています。このような都市型水害への対策として、溢水（いっすい）地域の解消に引き続き取り組み、安全に暮らせるまちづくりをめざします。

防犯や交通安全の面では、地域の生活や活動にかかわる学校、企業、行政機関、NPO、市民活動団体などが連携して、地域の絆づくりや助けあいの意識を育み、犯罪や交通事故などの起きにくいまちづくりに取り組みます。

**活1** まちの産業が活力を発揮し活躍するために

農業では、後継者不足や農地の相続に関する税制の影響などにより、農家数や農地面積は減少する傾向にあります。そのため、持続可能な農業経営の促進や生産性の向上、農地の保全への取組のほか、都市と農業が共生するまちづくりのさらなる展開が求められています。

商業では、商店街の衰退や商店の廃業による空き店舗がみられるなどの厳しい状況や近隣地域への大型小売店舗の進出などがあり、地域のにぎわいの創出による経済の活性化が強く求められています。そのため、地域の特色を活かした魅力ある商店街づくりや商店に対する経営相談の充実などを図る必要があります。

工業では、大規模工場の撤退や縮小などにより事業所が減少しており、独自技術を活かした事業展開の強化や事業者間の連携が求められています。そのため、既存産業の新たな発展への支援、時代に対応した新産業が展開しやすい環境づくり、次世代農商工業者の育成や支援、産学公の連携などを推進し、地域経済の活力の創出を図っていきます。これらの取組により、新たな雇用の創出や労働環境の向上をめざします。

**活2** 地域性を活かして人が集う魅力的なまちになるために

本市は、交通の便がよく都心に比べて比較的みどりも多く残されているという地域性をもっています。また、自然や歴史・文化などの豊かな地域資源を多く有しており、その魅力を市内外に広くアピールすることが求められています。

市内に存在する資源を新たに発掘することや魅力の再発見などを市民とともに進めながら、これらの地域資源を活用することで、市内外の人々が集う魅力的なまちになるための施策を推進します。

また、地域の魅力を市内外に発信するために、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）などの新たな情報通信技術を活用した取組を進めます。



## 基本計画（総論）



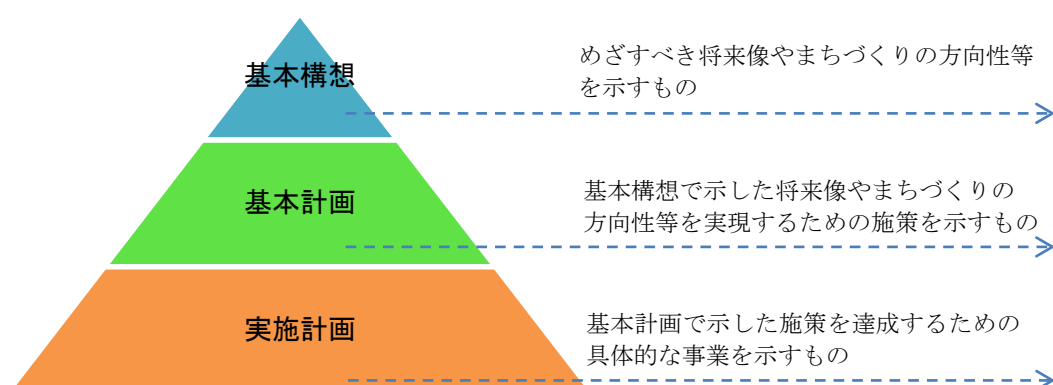
## 1. 計画の位置づけ

この基本計画は、基本構想で示した基本理念と将来像を実現するため、施策の具体化・体系化を図り、各分野における現状と課題、目標や成果指標を示した上で、施策推進のための視点を明らかにするものです。

また、各行政分野における個別計画の整合性を図るための指針となるものです。

なお、本計画で示した施策体系に基づき、具体的な事業計画として、毎年度3ヵ年を期間とする実施計画を別に策定し、財政の裏づけをもって計画された事業を実行していきます。

基本構想、基本計画、実施計画の関係は次の図のようになります。



## 2. 計画の期間

基本計画の期間は、基本構想に基づき、平成 26 (2014) 年度から平成 35 (2023) 年度までの10 年間とします。なお、平成 31 (2019) 年度からの後期5 年間の開始にあたっては、社会経済情勢の変化や基本計画事業の実施状況、行政評価の結果、新たな市民ニーズなども踏まえて見直しを行うこととします。



### 3. 計画の指標

#### (1) 人口の推移

平成 40（2028）年までの本市の人口は、「西東京市人口推計調査報告書」（平成 23 年 12 月）で推計しています。この推計調査は、コーホート要因法<sup>（注）</sup>を用い、今後大規模住宅開発の減少が考えられることから、転入の鈍化による人口増加ペースの変化を考慮して、中位推計を採用しています。

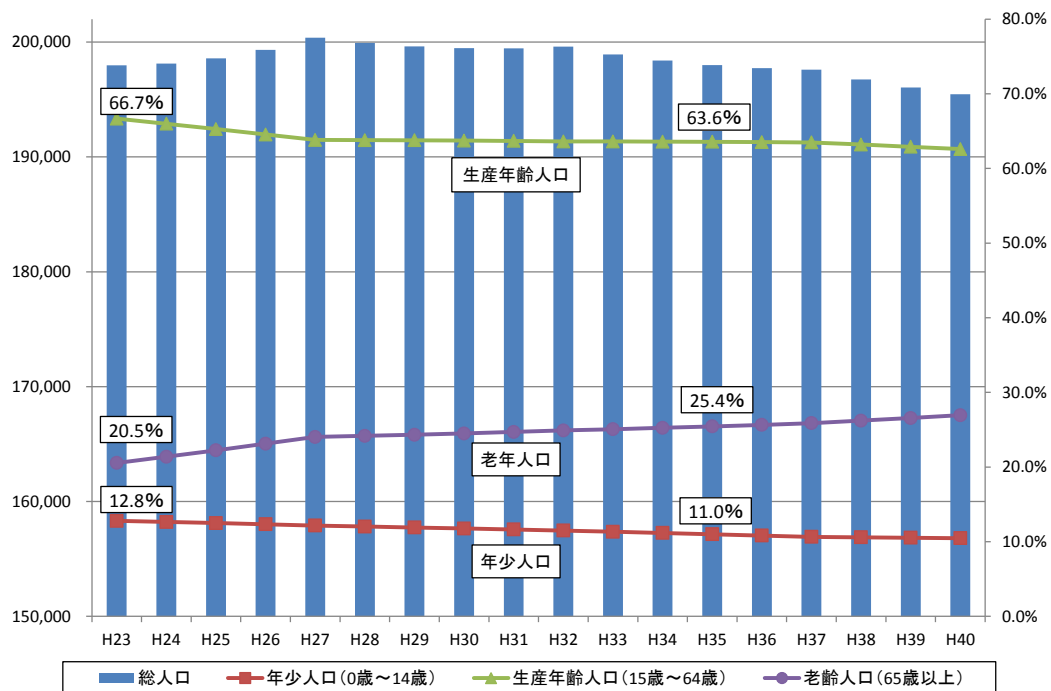
調査報告書によれば、本市の人口は平成 27（2015）年までは微増傾向が続き、平成 27（2015）年に約 200,000 人となった後に減少に転じ、この計画の目標年度（平成 35（2023）年度）における人口は、およそ 198,000 人になると想定されます。

年齢 3 区分（年少人口、生産年齢人口、老年人口）ごとの傾向をみると、年少人口（0 歳～14 歳）は微減の傾向にあり、平成 23（2011）年の総人口比 12.8%が平成 35（2023）年には 11.0%となる見込みです。

生産年齢人口（15 歳～64 歳）については、平成 23（2011）年の総人口比 66.7%が平成 27 年（2015）までは微減傾向にありますが、その後は横ばいとなり、平成 35（2023）年には総人口比 63.6%となる見込みです。

一方、老年人口（65 歳以上）は増加傾向にあり、平成 23（2011）年の総人口比 20.5%が平成 35（2023）年には 25.4%となる見込みです。

西東京市の将来推計人口



資料：人口推計調査報告書（平成 23 年 12 月）

注：コーホートとは、同じ時期に出生した集団のことであり、コーホート要因法とはその集団の変化を自然動態と社会動態に分けて人口を推計する方法。

## (2) 財政フレーム

本市では、新市建設計画事業の終了により普通建設事業費が大幅に減少する一方で、扶助費や公債費などが増加傾向にあります。経常収支比率は、平成19（2007）年度から90%を超えて推移しており、財政構造の硬直化が進んでいます。

基本計画期間中（平成 26（2014）年度～35（2023）年度）の財政計画は、社会経済情勢の変化、国や東京都の行財政の動向、本市における財政収支の推移や指標、人口推計などを勘案して推計します。

また、毎年度策定する実施計画において、社会経済情勢や行財政制度の変化に応じた改定を行い、財政計画の実効性を確保していきます。

### ①歳入

#### (ア) 市税

市税とは、個人・法人市民税、固定資産税、都市計画税などの税金です。

#### (イ) 地方交付税

地方交付税とは、自治体間の財政力の格差を解消するために、一定の基準に基づいて国から交付されるもので、普通交付税と特別交付税があります。

#### (ウ) 国庫支出金・都支出金

国庫支出金・都支出金とは、国と東京都からの補助金・負担金などです。

#### (エ) 市債

市債とは、建設事業などの財源となる借入金です。

### ②歳出

#### (ア) 人件費

特別職や議員の報酬、一般職の給料などです。

#### (イ) 物件費・扶助費・補助費等

物件費とは、賃金、旅費、委託料、備品購入費などの経費です。

扶助費とは、生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいて被扶助者に対して支出する経費です。

補助費等とは、さまざまな団体などへの負担金や補助金などです。

#### (ウ) 公債費

公債費とは、市債の元金、利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。

(エ) 繰出金

繰出金とは、主に一般会計から特別会計に繰り出すものです。

(オ) 投資的経費

投資的経費とは、道路、橋、学校などの建設や災害復旧に係る経費です。

(3) 財政見通し

基本計画期間中（平成 26（2014）年度～平成 35（2023）年度）の財政見通しは次のとおりです。

財政見通しのグラフ

（※平成 26 年度の予算編成にあわせて作成する予定です。）

## 4. 今後のまちづくりに関する意見

基本計画の策定にあたり、「市民意識調査」を実施し、本市のまちづくり全般についての市民の考えや意見を把握しました。また、「シンポジウム」「市民ワークショップ」「子どもワークショップ」「高校生ヒアリング」「企業・団体ヒアリング」などの市民参加による意見集約を行い、今後のまちづくりに関する市民の意向を把握しました。

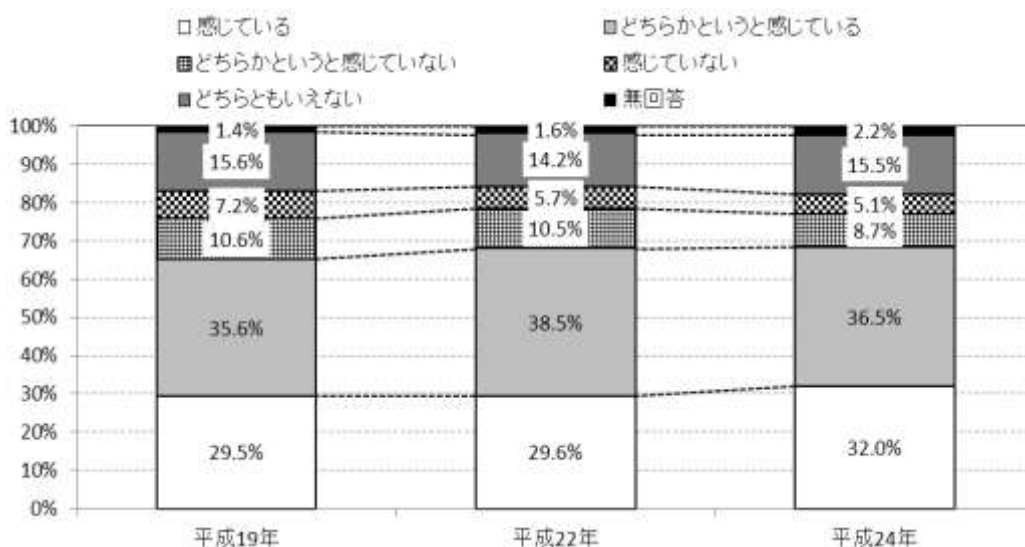
### (1) 市民意識調査

本調査は、西東京市住民基本台帳に登録された18歳以上の男女の中から人口構成比を配慮した上で5,000人を実無作為抽出し、調査用紙を郵送配布・郵送回収することにより実施しました。回収数は2,414票（回収率48.3%）、有効回答数は2,408票（有効回収率48.2%）となっています。以下、西東京市市民意識調査報告書（平成24年9月）より、代表的な項目についての結果を紹介します。

#### ① 西東京市への愛着度

西東京市に愛着を「感じている」と「どちらかというと感じている」を合わせると68.5%であり、平成19年調査時の65.1%から3.4ポイント増加しています。

一方、西東京市に愛着を「感じていない」と「どちらかというと感じていない」を合わせると13.8%であり、平成19年調査時の17.8%から4ポイント減少しており、西東京市に愛着を感じている市民が増えていることがわかります。



#### ② 日頃の生活の中での住み心地

身近な生活環境の住み心地では、「やや満足している」が最も多く47.5%、続いて「やや不満である」が17.1%となっており、平成19年度調査と比べ、5.7ポイント多くなっています。

また、「やや不満である」が17.1%、「不満である」が5.3%で、合わせて22.4%となっており、

平成 19 年度調査と比べ、6.2 ポイント少なくなっています。

|       | 満足している | やや満足している | やや不満である | 不満である | どちらともいえない | 無回答 | (%) |
|-------|--------|----------|---------|-------|-----------|-----|-----|
| 平成24年 | 16.9   | 47.5     | 17.1    | 5.3   | 11.8      | 1.3 |     |
| 平成19年 | 14.3   | 44.4     | 20.3    | 8.3   | 11.4      | 1.3 |     |

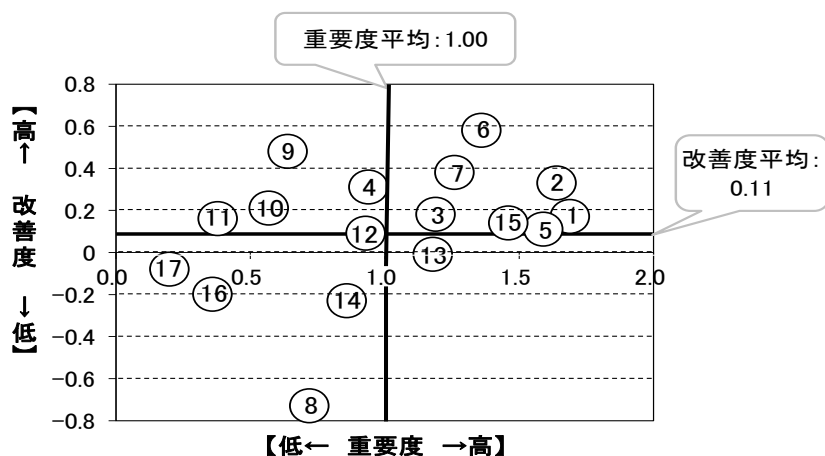
### ③ 身近な生活環境の評価・重要度

身近な生活環境として設定した 17 項目について、10 年前と比較した現在の状況（「改善度」）と今後の生活にとって重要なこと（「重要度」）を調査し、回答に加重（+2 点から-2 点までのポイント）を与え、この合計を回答者数で割って求めた平均ポイントを算出し、まとめました。

| 項 目                   | 改善度   |    | 重要度  |    |
|-----------------------|-------|----|------|----|
|                       | 平均    | 順位 | 平均   | 順位 |
| ① 防犯・防災などの生活安全対策      | 0.17  | 8  | 1.69 | 1  |
| ② 保健・医療サービスの受けやすさ     | 0.33  | 4  | 1.64 | 2  |
| ③ 緑や水辺などの自然環境         | 0.18  | 7  | 1.19 | 7  |
| ④ 街並み・景観              | 0.31  | 5  | 0.94 | 9  |
| ⑤ 安全で歩きやすい道路環境        | 0.11  | 11 | 1.59 | 3  |
| ⑥ 鉄道・バスなどの公共交通の利便性    | 0.58  | 1  | 1.36 | 5  |
| ⑦ 買い物の利便性             | 0.38  | 3  | 1.26 | 6  |
| ⑧ 地元の商店街              | -0.73 | 17 | 0.72 | 12 |
| ⑨ 電話・インターネットなどの通信環境   | 0.48  | 2  | 0.64 | 13 |
| ⑩ 芸術や文化にふれる機会、学習する環境  | 0.21  | 6  | 0.57 | 14 |
| ⑪ スポーツに参加する機会、楽しむ環境   | 0.16  | 9  | 0.38 | 15 |
| ⑫ 育児相談・保育園などの育児サポート環境 | 0.09  | 12 | 0.93 | 10 |
| ⑬ 子どもの教育環境            | -0.01 | 13 | 1.18 | 8  |
| ⑭ 就労時間・就労内容などの働く環境    | -0.23 | 16 | 0.86 | 11 |
| ⑮ 誰もが安心して暮らすための福祉環境   | 0.14  | 10 | 1.46 | 4  |
| ⑯ 町内会などの自治組織の活動       | -0.20 | 15 | 0.36 | 16 |
| ⑰ 夏祭りなどの地域の行事・イベント    | -0.08 | 14 | 0.20 | 17 |

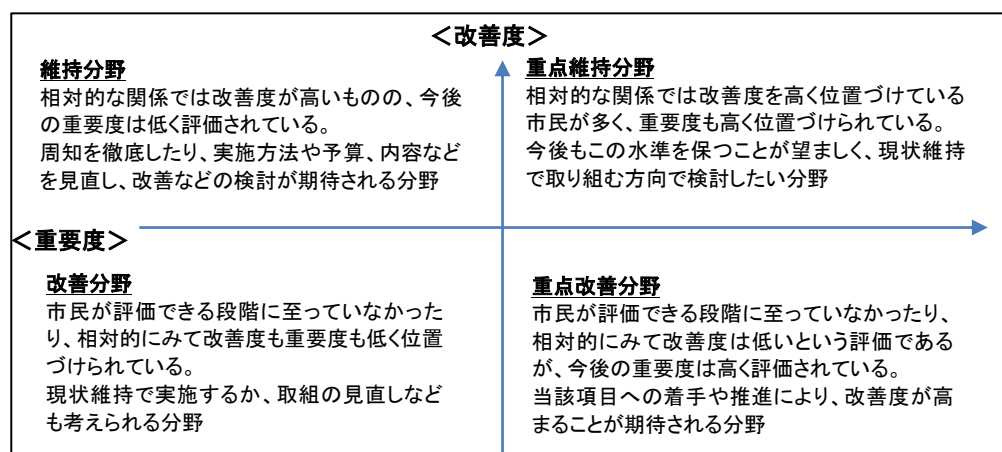
### <分析結果>

「改善度」を縦軸に、「重要度」を横軸にして、すべての設問項目の平均ポイントを元に CS (Customer Satisfaction = 顧客満足) 分析の座標軸を求めると、改善度=0.11、重要度=1.00 となり、各項目の平均ポイントをプロットすると次の図となります。



CS 分析の座標軸を元にして各項目間の相対的な関係を次の図のように 4 つの方向性（ゾーン）で整理します。

# <4つの方向性(ゾーン)の考え方>



「重点改善分野」には、「子どもの教育環境」が分類され、「重点維持分野」には「防犯・防災などの生活安全対策」「保健・医療サービスの受けやすさ」「安全で歩きやすい道路環境」「鉄道・バスなどの公共交通の利便性」などが分類されています。

また、「改善分野」には、「地元の商店街」「町内会などの自治組織の活動」「夏祭りなどの地域の行事・イベント」などが分類され、「維持分野」には、「電話・インターネットなどの通信環境」「芸術や文化にふれる機会、学習する環境」「スポーツに参加する機会、楽しむ環境」などが分類されています。

|                                                                                                                 |                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>維持分野</b><br>④ 街並み・景観<br>⑨ 電話・インターネットなどの通信環境<br>⑩ 芸術や文化にふれる機会、学習する環境<br>⑪ スポーツに参加する機会、楽しむ環境                   | <b>重点維持分野</b><br>① 防犯・防災などの生活安全対策<br>② 保健・医療サービスの受けやすさ<br>③ 緑や水辺などの自然環境<br>⑤ 安全で歩きやすい道路環境<br>⑥ 鉄道・バスなどの公共交通の利便性<br>⑦ 買い物の利便性<br>⑮ 誰もが安心して暮らすための福祉環境 |
| <b>改善分野</b><br>⑧ 地元の商店街<br>⑫ 育児相談・保育園などの育児サポート環境<br>⑭ 就労時間・就労内容などの働く環境<br>⑯ 町内会などの自治組織の活動<br>⑰ 夏祭りなどの地域の行事・イベント | <b>重点改善分野</b><br>⑬ 子どもの教育環境                                                                                                                         |

## （２）シンポジウム・ワークショップなど

各種の市民参加の取組を通して、「今後のまちづくり」や「理想のまち」についてのご意見をいただきました。

### ① シンポジウム

西東京市住民基本台帳に登録されている18歳以上の男女の中から、人口構成比を配慮して無作為抽出した3,000人に案内状及びアンケート用紙を郵送する新たな取組を実施しました。

「まちづくりシンポジウム」では、総合計画策定審議会会長による講演や市民団体などによる取組の発表、意見交換などを行いました。

### ② 市民ワークショップ

市内在住、在勤、在学、又は市内で活動されている方を対象として「まちづくり市民ワークショップ」を実施しました。

### ③ 子どもワークショップ

市内の小学生・中学生を対象とした「子どもワークショップ」を実施しました。

### ④ 高校生ヒアリング

市内在学の高校生を対象とした「高校生ヒアリング」を実施しました。

### ⑤ 企業・団体ヒアリング

本市で活動している企業・団体を対象として「企業・団体ヒアリング」を実施しました。

※市民参加の取組から得られた主な意見（下表）

| まちづくりの方向         | 取 組        | 主な意見                                                                                |
|------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| みんなでつくる<br>まちづくり | シンポジウム     | ・各分野で魅力的なビジョンをもって活動している個人・団体が多い。今後はそれらの活動をつなぎ、コーディネートする必要がある。                       |
|                  | 市民ワークショップ  | ・各施策に関する市民への説明機会を増やす必要がある。<br>・地域コミュニティの育成には本腰を入れてリーダーの育成（例えばリーダー育成講座開催など）をする必要がある。 |
|                  | 子どもワークショップ | ・苦労や工夫を重ねて頑張る人が住んでいることは素晴らしい。                                                       |
|                  | 高校生ヒアリング   | ・あいさつや近隣の人とのつながりがあるまち。                                                              |
|                  | 企業・団体ヒアリング | ・住んでよかったと思えるまちになる必要がある。<br>・東大農場を活用し外部から人が来なくなる仕掛けが必要である。                           |
| 創造性の育つ<br>まちづくり  | シンポジウム     | ・子どもたちが大人になってもこのまちで暮らしたい、自分の手でこのまちをつくりたいと思えるまちにする必要がある。                             |
|                  | 市民ワークショップ  | ・地域の中での子どもの居場所をつくる必要がある。<br>・学童クラブや児童館の子どもを見守るスタッフの体制充実を図る必要がある。                    |
|                  | 子どもワークショップ | ・子どもが遊ぶ場所がないと、ストレスもたまるし、運動をしないと丈夫な体はつukれない。遊ぶ場所も必要である。                              |

| まちづくりの方向                | 取 組        | 主な意見                                                                             |
|-------------------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 創造性の育つ<br>まちづくり<br>(続き) | 高校生ヒアリング   | ・仕事を通じて地域の人と交流ができ、僕たちができる仕事がたくさんあるまち。                                            |
|                         | 企業・団体ヒアリング | ・子育てを社会全体で担うビジョンの設定が必要である。<br>・「もう一人育てよう」と思えるサービスの拡充が必要である。                      |
| 笑顔で暮らす<br>まちづくり         | シンポジウム     | ・超高齢化社会に応える公設の高齢者施設(例えば福祉会館など)に改善する必要がある。                                        |
|                         | 市民ワークショップ  | ・高齢者が地域で安心して暮らせる住まい・施設の充実が必要。<br>・地域における高齢者の自立や支えあい意識の向上が必要。                     |
|                         | 子どもワークショップ | ・障害のある人も仕事ができ、農業をする人たちもたくさんいて、いつもきれいな野菜を食べることができるまち。                             |
|                         | 高校生ヒアリング   | ・子どもが安心して暮らせるまち。                                                                 |
|                         | 企業・団体ヒアリング | ・若年層の暮らしやすい魅力あるまちと高齢者にやさしいまちづくりが必要である。<br>・いつまでも地域で暮らし続けるためのしくみづくりが必要。           |
| 環境にやさしい<br>まちづくり        | シンポジウム     | ・まちのみどりが減り、屋敷林も減っているので、今生きている木を何十年、何百年守り育てる必要がある。                                |
|                         | 市民ワークショップ  | ・市民が宅地のみどりを増やすなど、民地のみどりを増やす取組が必要である。<br>・みどりに配慮した開発を行うなど、開発とみどりの保全のバランスをとる必要がある。 |
|                         | 子どもワークショップ | ・みどりが豊かで、人々との交流が盛んで、にぎやかなまち。                                                     |
|                         | 高校生ヒアリング   | ・みどり豊かでエコな暮らしができるまち／静かな環境のまち。                                                    |
|                         | 企業・団体ヒアリング | ・市民と農家・農地・農業が共存できるまちにする必要がある。<br>・NPO活動の情報発信に、市報・掲示板などを活用する必要がある。                |
| 安全で快適に<br>暮らす<br>まちづくり  | シンポジウム     | ・大震災に備えて、生き残れるまちを全体的な視点でつくる必要がある。                                                |
|                         | 市民ワークショップ  | ・防災を意識したコミュニティづくりを進める必要がある。<br>・災害時の避難場所・避難方法の情報共有を徹底する必要がある。                    |
|                         | 子どもワークショップ | ・交通が便利でみどりの多いまちにしてほしい。                                                           |
|                         | 高校生ヒアリング   | ・災害に強く、避難しやすい安全なまち。                                                              |
|                         | 企業・団体ヒアリング | ・地域活性化の中心的存在であるファミリー層が定住しやすい環境づくりが必要である。<br>・有事の際の帰宅困難者への対応などの自治体連携が必要である。       |
| 活力と魅力ある<br>まちづくり        | シンポジウム     | ・駅前市街地・商店街の活性化が必要である。                                                            |
|                         | 市民ワークショップ  | ・都市農業の将来性を認識する必要がある。<br>・農作物の流通の活性化(商店街との連携)が必要である。                              |
|                         | 子どもワークショップ | ・商店街はいろいろな人とのかかわることができるので、続けてほしい。                                                |
|                         | 高校生ヒアリング   | ・ものづくりの灯を守りながら、製品を通して地域の人に喜んでもらえるまち。                                             |
|                         | 企業・団体ヒアリング | ・地域資源を活かした地元商店街の活性化や高齢者に対応した商店づくりが必要である。<br>・地域商店街のためのアドバイザーが必要である。              |

## 5. 計画を推進するために

基本計画では、次の5つの点を計画推進のための要点ととらえ、施策、事業を進めていきます。

### ■ みんなでつくるまちづくりの推進

個性豊かで活力ある地域社会を実現するためには、多くの人々がまちをよくしていくために一歩前に踏み出し、みんなでまちをつくる行動をおこし、市民同士や市民と市が協働でまちづくりを推進していく必要があります。

市民がまちづくりの主役として活躍できるよう、市民参加をさらに推進させるとともに、平成20（2008）年3月に策定された市民活動団体との協働の基本方針に基づき、市民の意向を反映させながら、市民同士や市民と市が協働で事業を推進する市民協働を進めます。

また、みんなでつくるまちづくりを進めるため、市民からの意見（前項「4. 今後のまちづくりに関する意見」）も踏まえ、各分野において示した「市民との協働で進めること」の視点を基に、本計画を推進します。

### ■ 助けあい・支えあいのまちづくり

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災の影響や首都直下型地震の発生の可能性などから、災害時における地域コミュニティの重要性や災害に備える地域コミュニティ活動の必要性が再認識されています。

また、防災・防犯や高齢者の支援、子どもの見守りなどの課題に対しても、自助・共助（相互扶助）・公助の連携が課題解決につながります。

その一方で、地域コミュニティにおける人と人とのつながりは希薄化して、自治会・町内会などの地域活動に参加しない市民も増えており、活動が活発ではない自治会・町内会も存在します。

安全・安心で住みやすいまちづくりを推進するために、平成25（2013）年3月に策定された地域コミュニティ基本方針に基づき、地域コミュニティにかかわる組織の各々の活動を充実させるとともに、組織や団体同士の連携を強化する取組を推進します。

### ■ 選択と集中による施策の効率化・重点化

基本構想に掲げた「わたしたちの望み〔基本理念〕」と「理想のまち〔将来像〕」を実現するためには、市民ニーズや社会動向、環境の変化を的確に把握し、重点的に取り組むべき施策や事業に優先的に行政資源（予算や人員）を配分する必要があります。

そのため、市民意識調査や行政評価などのしくみを利用して重点化する施策等を「選択」し、行財政改革によって生み出した行政資源を重点化する施策等に「集中」する「選択」と「集中」により施策を推進します。重点化する施策等は毎年度策定する実施計画において計画的に取り組めます。

## ■ 健全な行財政運営

本市は、「究極の行財政改革」と位置づけた合併以降も、絶え間なく行財政改革を推進してきました。平成 22（2010）年 3 月には、財政環境の厳しさや行政需要の増加を背景として、「地域経営戦略プラン 2010—第 3 次行財政改革大綱—」を策定し、「市の現状を見据えた自治体経営の適正化」「歳出抑制と歳入確保の両面にわたる効率化」「効果的なサービス提供のしくみづくり」の 3 つの基本方針を定めて取り組んできました。

しかし、現下の厳しい社会経済情勢を受けて、市財政運営の硬直化が進む中、それらの取組を着実に推進することは容易ではありません。今後は、総合計画を実行性あるものとするため、第 4 次行財政改革大綱を総合計画と時期をあわせて策定し、総合計画を行財政運営の側面から支えます。

## ■ 公共施設の適正配置と施設マネジメントの推進

第 3 次行財政改革では、公共施設の適正配置・有効活用を重点課題の 1 つとして位置づけています。市民共有の貴重な資産である公共施設を有効に活用して費用対効果の高いサービスの提供ができるよう、平成23（2011）年 3 月に定めた「公共施設の適正配置に関する基本方針」に基づき、「改修・更新需要への対応の視点」「量的適正化の視点」「質的適正化の視点」「維持管理コストの適正化の視点」「資金計画の視点」の 5 つの視点をもって、市政全体を見渡した上での施設資源の再配分や統廃合等も進めることで、需要に対応した施設配置と施設保有量の適正化との両立を図り、総合的かつ長期的な取組を推進します。



## 基本計画（各論）



## 基本計画

### 《各論》

みんなでつくるまちづくり



【分野】  
み 1

みんなが輝き活躍するまちを実現するために

■ 市民との協働で進めること

- ◇ 協働を担う組織や団体との連携や体制づくり
- ◇ 自治会・町内会や地域コミュニティなどへの加入促進
- ◇ ボランティア・市民活動の担い手の発掘や育成
- ◇ ボランティアをしたい人としてほしい人とのマッチング
- ◇ 市民参加の実施と参加の促進

■ 分野の構成

み 1-1 市民主体のまちづくりの推進

- み 1-1-1 地域コミュニティ強化の取組を進めます
- み 1-1-2 ボランティア・市民活動を推進します

み 1-2 協働のまちづくりの推進

- み 1-2-1 まちづくりの先頭に立つ市職員の育成に努めます
- み 1-2-2 市民参加を機軸としたまちづくりを進めます
- み 1-2-3 協働のしくみづくりを進めます

## み1-1 市民主体のまちづくりの推進

### 施策の目標

地域の絆を大切に、市民の活動の場や機会を充実させるとともに、市民が主体的にいきいきとまちで暮らすための環境を整えます。

### 現状と課題

東日本大震災の教訓から、地域の力でまちを守ることへの関心が高まるとともに、地域の助けあい・支えあいや絆の重要性が再認識され、地域コミュニティ活動やボランティア・市民活動への関心が高まっています。また、少子高齢化・核家族化の進行に伴い、高齢者の見守りや子育て支援など、地域が抱える課題への対応には市民の協力が必要となっています。

本市では、地域コミュニティ活動、ボランティア・市民活動と連携した市民主体のまちづくりを推進するとともに、コミュニティ施設の改修や公共施設予約サービスの導入など、地域コミュニティ活動、ボランティア・市民活動がしやすい環境づくりに取り組んできました。

今後は、地域コミュニティ活動やボランティア・市民活動を促進するための環境づくりや施設機能を充実させるなどの支援を進めるとともに、地域を担う組織や団体との連携・協力体制を整備し、地域コミュニティの担い手の発掘や育成、世代間交流の促進などさまざまな取組により、安全で安心なまちづくりを推進していく必要があります。

また、地域コミュニティの中心的な役割を担う自治会・町内会を通じて、生活に役立つ情報を市民へ提供するとともに、加入促進活動を進めるなど、地域コミュニティの活性化・再構築に向けた取組を行うことが必要です。

●市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆地域コミュニティ活動、ボランティア・市民活動への支援
- ◆地域コミュニティの担い手の発掘や育成、世代間交流の促進
- ◆コミュニティ施設の充実

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### み1-1-1 地域コミュニティ強化の取組を進めます

自治会・町内会などの地域活動に参加する市民が少なくなり、地域コミュニティにおける人と人とのつながりが希薄化しています。

一方で、東日本大震災の教訓から、地域の助けあい・支えあいや絆の重要性が再認識されました。

地域のコミュニティ活動の充実は、防災・防犯や高齢者への支援、子どもの見守りなどの地域課題解決に貢献するなど、さまざまな面から必要性や重要性が指摘されています。

地域を担う組織や団体との連携・協力体制づくりを進めるとともに、市民への情報提供や意識啓発などにより、地域コミュニティへの加入促進を図ります。

また、地域コミュニティの活動を促進するために施設や環境の充実を図るとともに、担い手の発掘や育成、世代間交流の促進に取り組めます。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

### み1-1-2 ボランティア・市民活動を推進します

地域コミュニティの再構築を進めるためには、市民の主体的な活動を活性化することが重要であり、市民主体の活動を進める上でボランティアは大きな役割を担っています。

ボランティアをしたい人と、してほしい人をつなげるために西東京ボランティア・市民活動センターなどと連携し、ボランティア活動に関する情報提供や支援を行います。

また、地域の活動に次世代を担う子どもたちの参加機会を設け、ボランティア・市民活動を推進します。

## み1-2 協働のまちづくりの推進

## 施策の目標

まちづくりに参画する市民や団体と行政が、お互いに理解を深め、それぞれの長所を活かしながら力を出しあい、協働でまちづくりを進めることをめざします。

## 現状と課題

わたしたちの地域社会は、価値観の多様化や少子高齢化などにより環境が大きく変化しており、これまでの画一的な公共サービスだけでは、多様化する市民ニーズに応えることがむずかしい状況となっています。

本市では、西東京市市民参加条例を制定し、市の政策形成過程における市民参加のしくみの充実と強化を図り、市民ニーズにあった施策を行ってきました。

また、協働によるまちづくりに向けた取組として「市民活動団体との協働の基本方針」の策定や、市民協働推進センター「ゆめこらぼ」の設置、NPO等企画提案事業の実施など、協働のまちづくりに向けた基盤整備を進めてきました。

市民参加と協働のまちづくりを推進するためには、行政だけではなく市民自らも地域のことを考え、市政への関心を高めるとともに、ボランティア・市民活動団体、NPOや企業、大学、行政機関などの地域活動を担う組織や団体が協働でまちづくりに取り組むことが重要です。

今後は、こうした取組を継続するとともに、ボランティア・市民活動団体、NPOなどが自立した活動を行えるよう、支援・育成のための検討が必要です。

●市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

## 施策推進のためのキーワード

- ◆ボランティア・市民活動団体、NPOなどの自立に向けた育成、支援
- ◆ボランティア・市民活動団体、NPO、企業、大学との連携によるまちづくり

## ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### み 1-2-1 協働によるまちづくりを実践する市職員の育成に努めます

これからのまちづくりは、行政だけで進めるのではなく、市民の力が反映できる環境を整えつつ、市民の市政への参加を促進させ、お互いに協力する中で課題を発見し、解決に向けた取組を検討するなど、協働による取組が重要となります。

そのため、市民と同じ視点に立ち、新たな関係性を踏まえた上で課題を共有し、協働によるまちづくりを主体的に進め、目標に向けた取組ができる職員の育成やコーディネート能力の向上のための研修などに取り組みます。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

### み 1-2-2 市民参加を機軸としたまちづくりを進めます

わたしたちの地域社会を取り巻く環境は大きく変化してきており、市民の価値観も多様化しています。多様な市民ニーズに的確に対応していくために、さまざまな立場の市民の意見を幅広く聞きながら、政策形成に活かすことが必要です。

西東京市市民参加条例に基づき、政策形成過程において市民意見を的確に取り入れるために、審議会などの市民公募枠の確保やパブリックコメント、市民説明会、市民ワークショップなどの実施のほか、新たな市民参加の手法についても検討を進めます。

### み 1-2-3 協働のしくみづくりを進めます

協働を円滑に進めるためには情報提供や支援などのしくみが大切です。

西東京ボランティア・市民活動センターや市民協働推進センター「ゆめこらぼ」を拠点として、ボランティア・市民活動団体、NPOなどへのさまざまな支援を行い、新たな活動の担い手の育成や市民活動のより一層の活性化を図り、協働によるまちづくりを推進します。

また、人材育成や生涯学習の面で大学などとの相互協力事業を行うなど、ボランティア・市民活動団体、NPO、企業、大学が連携したまちづくりに取り組みます。

さらに、市民活動団体、NPOと行政との相互理解を深めるため、「市民活動団体との協働の基本方針」の市職員への周知・徹底を図り、協働の必要性や具体的な進め方などについての研修の充実を図ります。



【分野】  
み2

一人ひとりが尊重される社会を構築するために

■市民との協働で進めること

- ◇多様化する人権問題への対応や啓発活動
- ◇戦争体験の次世代への継承や平和の意義を考える啓発活動
- ◇外国籍市民との相互理解と支援の取組
- ◇男女平等やワーク・ライフ・バランスを推進するための啓発活動

■分野の構成

み2-1 人権と平和の尊重

- み2-1-1 人権尊重意識の醸成を進めます
- み2-1-2 平和意識の醸成を進めます

み2-2 国際化の推進

- み2-2-1 多文化共生社会の形成を進めます
- み2-2-2 外国籍市民へのサービスの向上を支援します

み2-3 男女平等参画社会の推進

- み2-3-1 男女平等推進センター機能の充実を図り、男女平等参画への取組を進めます

## み2-1 人権と平和の尊重

### 施策の目標

人権が尊重され、平和を尊ぶ社会をめざします。

### 現状と課題

学校や職場などさまざまな場所で起きている人権問題や世界で多発する紛争や武力を背景とした平和に対する脅威など、人権・平和を取り巻く状況は多様化・複雑化しています。

本市では、子ども、高齢者、障害者、女性、外国人など、すべての人の人権が守られ、住みやすい地域社会であるために、人権に関する普及啓発事業などを行ってきました。

子どものころから人権を理解し、すべての人が人権尊重意識を高めるとともに関係機関との連携を図りながら、多様化する人権問題への対応や啓発活動などを進めることが必要です。

また、「非核・平和都市宣言」を行い、4月12日を「西東京市平和の日」と定めるなど、平和意識を高めるとともに、普及啓発活動などを行ってきました。

平和事業については、戦争体験者の高齢化などにより、その体験を次世代に継承する人材が減少していることから、若い世代への継承が課題となっています。

●市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆人権意識と平和意識の醸成のための教育、普及活動

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### み 2-1-1 人権尊重意識の醸成を進めます

さまざまな分野や市民生活のあらゆる場面において、すべての人々の人権が尊重されるための取組が必要です。

東京都人権施策推進指針などに基づき、学校をはじめとしてさまざまな機会や場を通じて、発達段階や実情に応じた人権啓発活動を進めます。

また、関係機関などと連携を図りながら、多様化する人権問題への対応や啓発活動の充実を進めるとともに、特に、近年増加傾向となっている家庭内暴力やいじめ、虐待などの問題解決のため、救出体制の充実を図ります。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

### み 2-1-2 平和意識の醸成を進めます

平和へのわたしたちの望みにもかかわらず、今なお世界の各地で地域紛争や武力衝突が発生し、日本人が巻き込まれて犠牲になる事件も起きています。

核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現をめざし、「非核・平和都市宣言」に基づき、平和に関する啓発活動や学習活動を進め、平和意識の醸成を進めます。

また、「西東京市平和の日」などを通じて、戦争体験を風化させないように次世代に継承する取組や、平和の意義を考えていく啓発活動を進めます。

## み2-2 国際化の推進

### 施策の目標

異なる文化の人々との交流を通して、さまざまな生活、習慣、文化などに対する理解を深めるとともに、外国籍市民も暮らしやすいまちをめざします。

### 現状と課題

社会経済のグローバル化の進展に伴い、国際化はますます進んでおり、外国籍の住民数は増加傾向にあります。

今後も学校教育における国際理解や地域交流の促進、市民活動団体などとの協働による支援事業の展開などが望まれています。

市内に暮らす外国人が地域でより快適な生活がおくれるよう、住民サービスやサポート体制の充実に努め、日本人と外国人がお互いに住みやすく、多様な文化や伝統、考え方にふれることができる魅力的なまちを築く必要があります。

● 市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆多文化共生センターを拠点としたサポート体制の整備
- ◆専門性の高い人材育成
- ◆外国籍市民への情報提供

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### み 2-2-1 多文化共生社会の形成を進めます

国際結婚の増加や経済の国際化などにより、外国籍市民の長期滞在化・定住化がみられます。それに伴い、外国籍市民が抱える課題も複雑化・多様化しています。

今後はより一層の細やかなサポート体制が必要とされるとともに、地域に暮らす住民としてお互いに理解しあい、活躍できる場の構築が望まれています。そのためにも地域の市民活動団体などとの協働体制が欠かせません。

また、多様な考え方や文化にふれることができる魅力的なまちをめざし、日本や世界の文化にふれる機会を充実させ、学校教育においてもコミュニケーションや国際理解のための教育などを進めることにより、さまざまな国籍、言語、文化、年齢の方が交流し、支えあうことができるように努めます。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

### み 2-2-2 外国籍市民へのサービスの向上を支援します

外国籍市民が住民基本台帳に記録されるようになり、外国籍市民に対する行政サービスの向上が求められています。

通訳派遣制度、ホームページ、各種パンフレット、案内表示などの多言語化によって、より正確で広汎な人に利用可能な情報提供（情報発信）の体制づくりを進めます。

また、多文化共生センターを拠点として、専門性の高い人材の育成や相談事業の充実、ボランティアネットワークの構築などのサポート体制の整備を進めます。

### み2-3 男女平等参画社会の推進

#### 施策の目標

男女が対等なパートナーとして協力しあい、一人ひとりが自分らしく自立し、個性と能力が発揮できる社会をめざします。

#### 現状と課題

男女平等参画社会の考え方は、男女が性別により差別されることなく、一個人として社会のあらゆる分野に参画する社会の実現をめざしたものであり、基本的人権の尊重にかかわる重要な課題です。

国では平成22年に「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、また東京都では平成24年に「男女平等参画のための東京都行動計画2012」と「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、男女平等参画社会の推進に努めています。

本市では、男女平等参画社会の実現をめざし、男女平等推進センター「パリテ」を拠点として、情報誌の発行やフォーラムの開催などの啓発活動、女性の人権擁護のための相談支援を進めてきました。また、配偶者などによる暴力などの女性を取り巻く問題を含めた多様化する女性相談などへの対応を図るとともに、情報提供の充実や交流機会の促進、市民活動などへの支援を進めてきました。

今後は、就業形態や価値観の多様化、核家族化の進行などに対応したきめ細かな事業の充実が必要です。また、仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活（ワーク・ライフ・バランス）の実現を推進し、男女平等推進センター「パリテ」の相談業務の充実を図るとともに、市民、市民活動団体、NPO、企業などとの交流やネットワークづくりの取組が必要です。

●市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

#### 施策推進のためのキーワード

- ◆男女平等推進センター「パリテ」を拠点とした活動
- ◆女性相談などの体制の充実

#### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

み2-3-1 男女平等推進センター機能の充実を図り、男女平等参画への取組を進めます

性別にかかわらず、一人ひとりが個性を発揮し、働く場、家庭、地域社会などのあらゆる場にだれもが対等な立場で参画する男女平等参画社会の実現は継続して進めるべき課題です。

男女平等参画推進計画に基づき、あらゆる場での男女平等が促進されるよう、男女平等推進センター「パリテ」を拠点として、市民、市民活動団体、NPO、企業などとも連携しながら、講座の開催や交流機会の拡大、男女平等についての情報の提供を進めます。

また、市政においても女性の職域拡大・管理的立場への参画などを進めるとともに、行政委員会、附属機関委員などへの参画も促進します。

さらに、女性をめぐる健康上の不安や暴力などの多様な問題に対応するための相談体制の強化を図るとともに、女性も男性も個人として尊重しあえる意識を醸成し、仕事と家庭・地域生活の調和がとれたワーク・ライフ・バランスを推進するための啓発活動を進めます。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載



【分野】  
み3

市民が満足し持続発展するまちであるために

■市民との協働で進めること

◇市民と市とのコミュニケーションの活性化

■分野の構成

み3-1 開かれた市政の推進

- み3-1-1 広報広聴の充実に努めます
- み3-1-2 積極的な情報公開を進めます
- み3-1-3 行政手続などの電子化を進めます

み3-2 健全な自治体の経営

- み3-2-1 行財政改革の推進による健全な自治体経営を進めます
- み3-2-2 地方分権時代に対応した政策立案機能の向上と市職員の育成を進めます
- み3-2-3 広域行政の推進を図ります

### み3-1 開かれた市政の推進

#### 施策の目標

市民と市との双方向の情報交流を促進するとともに、市民が情報を得やすいしくみを整え、市政への市民参加を推進するための積極的な情報公開をめざします。

#### 現状と課題

情報通信技術（ICT）の発達や普及により、市民と市とのコミュニケーション手段は多様化しています。

本市では、市報やホームページ、コミュニティラジオなどの情報媒体を活用し、すべての市民が情報を得ることができるよう、市政の情報提供の充実に取り組んでいます。

情報公開に関しては、公文書の公開や行政資料の提供を行うとともに、「公文書等の管理に関する法律」が平成 23 年に施行されたことにより、自治体においてもこの趣旨に則った適正な公文書の管理が求められています。

今後は、市報の政策広報としての役割の強化、だれにも利用しやすいホームページとして新しいユニバーサルデザインの適用、公文書リストの電子化・ホームページへの公開などを行う必要があります。

また、行政手続などの電子化を継続して推進するとともに、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用に向けた検討などにより、市民とのコミュニケーションの一層の充実が課題となっています。

● 市のデータ  
（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

#### 施策推進のためのキーワード

- ◆「広報西東京」の充実
- ◆ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用に向けた検討
- ◆市ホームページの利用しやすいさの向上
- ◆公文書管理の充実・強化と情報公開の体制整備
- ◆行政手続などの電子化継続

#### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### み 3-1-1 広報広聴の充実に努めます

市民と市とのコミュニケーションを円滑にするために、広報広聴は重要です。

市民とのコミュニケーション手段として、広報西東京、ホームページ、コミュニティラジオ、CATV などによる情報発信に加え、情報通信技術（ICT）の発達や普及により、ツイッターをはじめとするソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）などの新たな情報手段の活用に向けた検討を進めます。

また、市のホームページについては、だれもが必要とするサービスにアクセスでき、できるだけわかりやすい情報掲載を心がけつつ、さらなる利便性の向上に努めます。

### ●市のデータ（図・表）、写真

※必要に応じて掲載

### み 3-1-2 積極的な情報公開を進めます

市政の透明性を担保する上で情報公開制度は重要です。

公文書の開示や行政資料の提供を行うなどの積極的な情報公開を進めるとともに、情報公開請求などにも迅速に対応するため、公文書の保存及び管理のしくみを整備します。

また、公文書は地域・歴史資料としての役割もあることから、市民が利用しやすいしくみづくりに努めます。

市政情報公開の電子化については、一層の市民周知を図り、インターネットによる情報提供を充実させます。

### み 3-1-3 行政手続などの電子化を進めます

情報通信技術（ICT）の活用による行政手続の電子化は、市民に対する行政サービスの質の向上と事務の効率化に大きく寄与します。

地域情報化基本計画に基づき、市政のあらゆる分野における電子化を進めるとともに、市民の利便性向上のため、行政手続の電子化や地域情報化などを継続して進めます。

また、個人情報などを大量に保有する市の情報資産の管理を厳重に行うとともに、その情報を扱う市職員に対する情報セキュリティ教育の徹底を図ります。

## み3-2 健全な自治体の経営

### 施策の目標

コスト意識・マネジメント意識をもった行政運営を行うとともに、市民との連携による運営及び市民に便利でわかりやすいサービスの提供をめざします。

### 現状と課題

厳しい財政状況を踏まえ、持続可能で自立的な行財政運営の確立に向けた行財政改革の推進が必要です。

本市では、平成 22 年に「地域経営戦略プラン 2010」を策定し、行財政改革の推進を図ってきました。

限られた行政資源（予算・人員）の中で、社会動向や環境の変化に柔軟に対応するためには、施策に優先順位をつけて優先度の高い施策に行政資源を集中する「選択」と「集中」による施策の重点化が必要です。

また、効率的な公共施設の運営のため、「公共施設適正配置基本計画」や「公共施設の適正配置に関する基本方針」を定め、今後の公共施設の適正配置の取組の推進を図ることとしています。

今後は、社会や都市構造の変化に対して柔軟に対応し、安定的な行政サービスを維持するため、引き続き健全な自治体経営を行うとともに、市職員の能力向上のための研修の充実や利便性の高い行政サービスの提供、公共施設の適正配置と庁舎の統合に向けた検討を進める必要があります。

●市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆行財政改革大綱の策定・推進
- ◆公共施設の適正配置・有効活用
- ◆行政評価制度の継続実施
- ◆市職員の育成

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### み3-2-1 行財政改革の推進による健全な自治体経営を進めます

社会経済情勢を的確にとらえた上で、さまざまな事業の推進を図るためには、財政的な裏づけの確保が重要となります。

そのため行財政改革大綱を策定し、市の現状と将来を見据えた自治体経営の適正化、歳出抑制と歳入確保の両面にわたる効率化、効果的なサービス提供のしくみづくりを積極的に進めるとともに、1庁舎体制の検討を含めた公共施設の適正配置・有効活用、民間活力の活用推進やファシリティマネジメントに基づく公共施設の運営など、総合的・長期的な視点に立った経営を推進します。

また、施策や事務事業については、実施状況を定期的に評価・検証するための行政評価制度の運用を継続して実施し、改善・見直しに努めます。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

### み3-2-2 地方分権時代に対応した政策立案機能の向上と市職員の育成を進めます

地方分権の進展により地方に権限の移譲が進められ、市町村の自主性や自立性が高められ、自らの判断のもとに、地域の実情に沿った行政を行うことができるようになります。

地方分権の実現に向けて、地域の実態や市民ニーズを的確に把握するとともに、権限の移譲に伴う条例・規則の制定や基準の設定などについての適切な対応を図ります。

また、各分野における政策立案や政策法務能力を高めるための職員研修の充実や人材育成に努めます。

### み3-2-3 広域行政の推進を図ります

幹線道路、河川、ごみ処理、鉄道連続立体交差事業など、広域的に対応すべき課題については、国、東京都、関連自治体との連携が必要です。

広域的に取り組むことで、より高い効果が得られるような政策・施策については、多摩六都科学館組合などの一部事務組合や多摩北部都市広域行政圏協議会による事業を進めます。



## 基本計画

### 《各論》

## 創造性の育つまちづくり



【分野】  
創 1

創造性豊かな子どもたちが育つために

■市民との協働で進めること

- ◇子どもの人権侵害の発生を未然に防止する取組
- ◇子どもや若者の地域交流への参画意欲の促進
- ◇子育て家庭と子育て支援団体との連携
- ◇特色ある学校づくり
- ◇児童の登下校時の見守り活動
- ◇開かれた学校づくり

■分野の構成

創 1-1 子どもの参画の推進

- 創 1-1-1 子どもが健やかに育つ環境づくりに取り組みます
- 創 1-1-2 家庭と学校・地域の連携による子どもの育ちを支援します
- 創 1-1-3 若者の自立や社会参加を支援します

創 1-2 子育て支援の拡充

- 創 1-2-1 多様な子育て支援サービスの充実に努めます
- 創 1-2-2 子育て支援団体などへの支援及びネットワーク化を図ります

創 1-3 学校教育の充実

- 創 1-3-1 学校教育環境の向上を図ります
- 創 1-3-2 特別支援教育の充実に努めます
- 創 1-3-3 教育相談機能の充実に進めます
- 創 1-3-4 学校・家庭・地域の連携を支援します
- 創 1-3-5 家庭の教育力の向上に努めます

## 創1-1 子どもの参画の推進

### 施策の目標

子どもたちが人間としての尊厳をもって自分らしく生きていくことができるよう、主体的に参画して育つことのできる環境を整えます。

### 現状と課題

少子高齢化により子どもの数が減少するとともに、核家族化の進行や共働き世帯の増加など、社会環境は変化しています。

また、いじめや体罰、ひきこもりや不登校、児童虐待などは依然として社会問題となっており、そうした経験が、子どものその後の成長に影響を与え、社会にうまく適応できず、若年無業者が増加する原因のひとつになっています。

本市では、子ども家庭支援センターや学校、児童館、学童クラブ、公民館などが子育て支援、子どもの居場所づくり、子どもたちが活動する場の創出を進めてきました。

今後は、地域とのふれあいを深め、子どもたちが地域の一員とし参画していくことが課題です。

また、これから社会で活躍していく若者世代への支援も課題となっています。

●市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆地域の連携による子育て支援、子どもの居場所づくり、活動の場の形成
- ◆子どもの育成を地域で見守るネットワーク
- ◆他世代との交流促進による地域参加
- ◆子どもの状況に応じた相談
- ◆若者支援体制が必要

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### 創1-1-1 子どもが健やかに育つ環境づくりに取り組みます

社会の急激な変化や多様化などにより、子どもを取り巻く社会環境や教育環境の悪化が心配されています。

いじめや体罰、児童虐待などの子どもの人権侵害の防止に努めるとともに、これらの人権侵害が起きた場合でも、早期に発見できるよう、相談体制の充実を図ります。

また、学校、関係機関、地域などとの連携を強め、深刻な事態の発生を未然に防止するための取組を進めます。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

### 創1-1-2 家庭と学校・地域の連携による子どもの育ちを支援します

核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、家族だけでは子どもたちの育ちを見守ることがむずかしくなっています。

子どもたちの居場所の確保や、世代を越えた交流機会の確保に引き続き取り組みます。

さらに、学校・家庭・地域が連携することで子どもたちの地域社会への参画意欲を促し、子どもたちが自ら考えて行動し、成長していく環境を整えます。

また、特に近年では、子どもの基本的な生活習慣の乱れや社会性の低下が見られるようになり、「小1プロブレム」が社会問題化しています。家庭や地域社会における教育力の向上を図り、子どもの育ちを支援します。

### 創1-1-3 若者の自立や社会参加を支援します

社会にうまく適応できない若者が多くみられ、ひきこもりや不登校、若年無業者の増加などが社会問題となっています。

義務教育が終了してから子育て世代になるまでの間も、それぞれの悩みや問題に応じて相談できる体制を検討します。

また、若者が地域の活動に参加したり活躍できるよう支援体制を構築します。

## 創1-2 子育て支援の拡充

### 施策の目標

子どもを安心して産み、健やかに育てられる環境づくりを進めます。

### 現状と課題

核家族化の進行や働く女性が増加する中で、保育サービスの需要はますます高まっています。

本市では、これまで子ども家庭支援センターの設置、病児・病後児保育の実施など、安心して子どもを育てることができる環境づくりに積極的に取り組んできました。同時に保育施設の整備も進めてきましたが、平成23年における待機児童数は200人弱と保育所不足は解消されておらず、市民意識調査（平成24年9月）においても、「出産・育児などの子育て支援環境の充実」の重要度が高くなっています。

さらに、平成27年度から子ども・子育て関連3法が施行され、子育て支援に関するしくみが変わる中で、さらなる子育て支援環境の充実が望まれており、ニーズの把握に基づくサービスの確保が課題となっています。

また、子育てを楽しみながら行うには、NPOなどの子育てグループへの参加も有効であり、活動の内容などを広く周知する取組やグループ同士の連携を深めるための支援を進めることが必要です。

●市のデータ  
（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆将来人口を見越した保育サービスの確保
- ◆子育て家庭のニーズに対応したサービスの提供
- ◆地域や子育てサークル、子育て支援団体と連携した子育て支援

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### 創1-2-1 多様な子育て支援サービスの 充実に努めます

核家族化の進行や働く女性の増加などにより保育需要は高まっていますが、本市においても保育所の整備にもかかわらず待機児童数は横ばいとなっています。

今後も将来人口を勘案しつつ民間事業者や家庭的保育者などと協力し、待機児童対策に取り組めます。

また、多様化する子育て家庭のニーズを的確にとらえ、さまざまな保育サービスや相談事業などを実施し、子育てしやすい環境づくりに取り組めます。

### 創1-2-2 子育て支援団体などへの支援 及びネットワーク化を図ります

子育て家庭と地域とのつながりが希薄になることで、子育て家庭の孤立化や、育児不安の増大などがみられます。このような状況を改善するためには、地域で活動している子育てグループへの参加なども有効です。

子育てグループへ参加しやすい環境づくりやNPOなどの子育て支援団体などの活動の支援を進めるとともに、活動を広く知らせるためのホームページなどによる効果的な情報発信に努めます。

また、子育てグループや子育て支援団体などとの連携を進めネットワーク化を図るとともに、地域との結びつきを支えていきます。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

## 創1-3 学校教育の充実

### 施策の目標

一人ひとりが輝き、生きる力を育む活力ある学校づくりをめざします。

### 現状と課題

国際化や IT の普及などに伴い、教育の内容は多様化しています。子どもたちが生きる力を育み確かな学力を身につけるための学習内容の対応が進む一方で、いじめや不登校などの問題や**子どもの生活習慣の乱れや社会性の低下などによる「小1プロブレム」**といった現象は社会問題となっています。

本市では、子どもたちがいきいきと学ぶために、特色ある学校づくりの推進や教育相談などを実施するとともに、情報インフラや空調設備の配置などの環境整備にも力を入れてきました。さらに、地域に対しては、学校施設開放運営協議会の協力のもと、学校施設の開放を実施してきました。

市内小・中学校の多くは、昭和 30 年代から 40 年代に建てられているため、今後の計画的な建替え改修等の対応が必要となるとともに、地域によって児童・生徒数に偏りが生じている現状を踏まえ、適正規模・適正配置の検討を進める必要があります。

一方、学校施設の一般への開放については、児童・生徒の安全面を考慮しつつ、地域との調整を進めながら慎重に対応する必要があります。

●市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆生きる力を育むための確かな学力の向上
- ◆子どもの成長と心のケアのための相談機能の充実
- ◆地域とともに子どもを見守るしくみ
- ◆開かれた学校づくりの推進
- ◆家庭の教育力の向上
- ◆適正配置を踏まえた施設などの検討

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

## 創1-3-1 学校教育環境の向上を図ります

社会環境の変化に伴い、教育の内容は多様化してきており、小学校での英語授業やインターネットを使った学習などの新たな取組が実施されています。

特色ある学校づくりや社会環境の変化に対応したカリキュラムの実施を進めるため、公開授業や研究指定校制度の積極的な活用により教育力を向上させるとともに、児童・生徒にとってより良い学習環境となるよう改善に努めます。

また、市内小・中学校の施設の多くが更新時期を迎えるため、計画的な建替え改修などの対応を進めつつ、適正規模・適正配置の検討を踏まえた取組を進めます。

## 創1-3-3 教育相談機能の充実を進めます

子どものいじめや不登校などが社会問題化する中、児童・生徒や保護者からの相談内容も、精神や身体の悩み、学校生活上の問題、親子関係の悩みなど多様化しています。

子どもや保護者にとって身近で安心できる相談機能の充実のために、一人ひとりの状況や社会の変化をとらえた上で、直面する問題や課題に的確に対応するためのスタッフの専門性の向上に努めます。

また、深刻な事態となる前に未然防止するための体制づくりのため、庁内関係部署の横断的な連携や関係機関などとの協力体制の構築に取り組みます。

## 創1-3-4 学校・家庭・地域の連携を支援します

学校・家庭・地域の連携を深めることは教育力の向上や子どもの安全対策につながります。学校・家庭・地域が連携した登下校時の見守り活動や、児童・生徒の地域活動、交通事故防止のための安全対策など、地域ぐるみの活動を支援します。

また、家庭や地域の人々に学校に対する理解を深めてもらうため、児童・生徒の安全面に配慮しつつ、開かれた学校づくりを進めます。

## 創1-3-2 特別支援教育の充実に努めます

特別な支援が必要な児童・生徒の個別ニーズにあわせ、子どもの発達に応じた適切な教育の推進が必要です。

各学校での校内委員会の充実を図るとともに、学校への専門家の派遣や指導及び支援を充実させるための計画策定を**市内小・中学校及び市教育委員会が連携して**全体で進め、一人ひとりを大切にすることを推進します。

また、社会全体の発達障害に対する認知度の高まりや子どもの情緒（心理）面の問題に対応するための特別支援学級における、知的障害、自閉症、情緒障害の教育の充実を図るとともに、教員の専門性の向上のための研修や人材の活用、障害に対する理解啓発を積極的に進めます。

## 創1-3-5 家庭の教育力の向上を支援します

**子どもたちが学校で確かな学力を習得するためには、その基礎となる基本的な生活習慣や社会性を身につけるための家庭の教育力の向上が重要視されています。**

**そのため、子どもと一緒に参加できる学習機会や各種行事の充実、保護者同士の交流などを図りつつ、身近な生活習慣に関する学習情報の提供などの支援を進めます。**



【分野】  
創2

多様な学びと文化・スポーツが息づくために

■市民との協働で進めること

- ◇生涯学習の場づくり
- ◇スポーツ指導の推進
- ◇文化芸術活動の担い手やしぐみづくり
- ◇文化財にふれる機会や文化財を活用した学習機会づくり

■分野の構成

創2-1 生涯学習環境の充実

- 創2-1-1 生涯学習活動を促進するしぐみづくりやネットワークの形成を進めます

創2-2 学習活動の推進

- 創2-2-1 幅広い市民層を対象とした学習機会を提供します
- 創2-2-2 市民ニーズに対応した図書館環境の充実を進めます

創2-3 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 創2-3-1 スポーツ環境の整備・充実とスポーツ・レクリエーション活動の支援・活性化を図ります

創2-4 文化芸術活動の振興

- 創2-4-1 文化芸術活動の充実を図ります
- 創2-4-2 文化財の保護・活用を進めます

## 創2-1 生涯学習環境の充実

### 施策の目標

市民一人ひとりが生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれでも自由に学ぶことができるまちづくりを進めます。

### 現状と課題

だれもがいきいきと生活していけるよう、主体的に学び続けていける生涯学習の機会の充実が求められています。

本市では、公民館や図書館、文化施設やスポーツ施設、学校施設などを活用し、生涯学習の場を提供するとともに、教育・文化事業やスポーツイベントの実施、市民文化祭の開催など、さまざまな事業を展開してきました。

しかし、学習情報提供に対する市民ニーズは高く、今後はより一層きめ細かな情報提供サービスが課題となっています。

●市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆生涯学習に関する情報発信の充実
- ◆地域内ネットワークによる生涯学習の推進
- ◆市民の自主運営による生涯学習などの支援

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### 創2-1-1 生涯学習活動を促進するしくみづくりやネットワークの形成を進めます

趣味や生活に活かされる学びは、だれもが生涯にわたって、いきいきと生活するために必要なものです。

さらに、趣味を通じての仲間づくりや、学んだことを活かして地域で活躍することは、学び意欲を向上させ、より充実した日々をおくる糧にもなります。

自然環境、歴史、文化、芸術、人材などの地域にある資源を活用しつつ、公民館・図書館や学校、市内の大学や民間企業などとも連携し、市民の学習ニーズに応えるための事業の実施、学習や活動の場の提供に引き続き取り組みます。

また、講座や活動内容の紹介など、生涯学習に関する情報を発信するとともに、人材を紹介して市民同士、団体同士の交流の場をつくることにより、市民の自主的な生涯学習活動を支援します。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

## 創2-2 学習活動の推進

### 施策の目標

市民の自主的学習活動を支援する場や多様な学習機会の充実をめざします。

### 現状と課題

公民館や図書館は、幅広い市民を対象とした学習機会を提供する場として大切な場所です。

本市では、公民館を市民の学習活動の拠点と位置づけ、主催事業や公民館市民企画事業を行うとともに、サークル間や市民同士の交流ができる機会を提供してきました。

図書館では、資料の貸出のほか、対面朗読や市報などのデジタル資料(※)の作成・提供を行うハンディキャップサービス、0歳児を対象とした読書動機つけのブックスタート、大人向けの朗読会や子ども向けお話会などを開催してきました。また、インターネットを利用した蔵書検索や予約サービス、メール通知を実施し、勤労者世代の利用拡大を図りました。

今後、公民館では、利用する機会が少なかった青少年や勤労者などのニーズを把握し、あらゆる学習機会や活躍できる場を提供していくことが課題です。図書館では、今後も市民ニーズに応じたサービスが求められ、増加する書籍への対応や、より利用しやすい環境づくりなどが、これからの課題です。

● 市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆公民館・図書館のサービスのさらなる充実
- ◆公民館・図書館の地域交流の機会の充実

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### 創 2-2-1 幅広い市民層を対象とした学習機会を提供します

公民館は、学びを提供する場であるとともに、自主的な活動を支援するための情報受発信や情報交換の場となります。

より多くの市民が利用しやすくなるよう、ニーズにあった学習機会の提供や、環境づくりに努めます。

また、学習や活動を通じて、サークル間や市民同士の交流が進むよう、機会の提供に引き続き取り組みます。

### 創 2-2-2 市民ニーズに対応した図書館環境の充実を進めます

図書館は、読書などを通じて、だれもが学ぶことのできる場であるとともに、調査研究の場としても大切な場所です。

子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民がそれぞれのニーズにあわせて利用できるよう、また、図書館利用が困難な方に対しても利用しやすい環境づくりを進め、サービスの質及び利用環境の向上を図ります。

本市は、図書館以外でも多くの資料を所有しています。市における資料の保存を進めるとともに、これらの機関と連携を図り、資料の提供やデジタル化、レファレンスサービスの充実に努めます。

### ●市のデータ（図・表）、写真

※必要に応じて掲載

※ デイジー（DAISY: Digital Accessible Information System）は、障害者や高齢者が使えるマルチメディア文書を簡単に作り出せる国際規格のこと。デイジー資料としては、視覚障害者に対する録音資料や点字資料、聴覚障害者に対する字幕付マルチメディア資料などがあります。

## 創2-3 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

### 施策の目標

市民がそれぞれの体力や技術などに応じて、生涯を通してスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりをめざします。

### 現状と課題

健康維持に対する関心の高まりから、スポーツへの関心も高まっており、ジョギングやウォーキングなど手軽にできるスポーツをする人も多くいます。市民意識調査（平成24年9月）においても、スポーツ・レクリエーション活動が、今後最も参加したい地域活動のひとつとなっています。

本市では、スポーツセンターなどの施設運営や、にしはらスポーツクラブ及びココスポ東伏見の2つの総合型地域スポーツクラブの設立を通じて、スポーツを行う機会を提供してきました。また、平成25年度には国民体育大会の開催地域となったことにより、スポーツに対する関心が一段と高まりました。

今後は、ニーズにあったスポーツの機会を提供するための環境整備が課題です。

●市のデータ  
（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆生涯スポーツ（する・みる・ささえるスポーツ）の環境づくり
- ◆スポーツ指導者の確保、スポーツ推進委員の活用と育成

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

創 2-3-1 スポーツ環境の整備・充実とスポーツ・レクリエーション活動の支援・活性化を図ります

健康維持に対する関心の高まりから、スポーツ・レクリエーション活動を行うための環境や機会の充実が求められています。

市民のニーズにあった、だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ（する・みる・ささえるスポーツ）の環境づくりを進め、スポーツにふれる機会を確保するとともに、スポーツ指導者の確保やスポーツ推進委員の活用・育成に努めます。

また、市民がそれぞれの体力や技術などに応じて、スポーツやレクリエーション活動ができるよう、より親しみやすいコンテンツの提供に努めます。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

## 創2-4 文化芸術活動の振興

### 施策の目標

市民の文化芸術活動を活発にするとともに、郷土の歴史である文化財を保護し、地域の文化を大切にすまちをめざします。

### 現状と課題

文化芸術活動は、創造性を育み、心を豊かにするだけでなく、生きがいを生み出し、新たな交流や人々の絆をつくります。また、文化財は、将来にわたって保護していくべき貴重な財産です。

本市では、市民の文化交流への支援や保谷こもればホールなどを拠点とした文化芸術の振興を進めてきました。また、貴重な縄文時代の遺跡である下野谷（したのや）遺跡などの文化財保護や、民具、農具などの郷土資料、お囃子などの伝統芸能の保存に取り組んできました。さらに、平成22年4月1日に施行された文化芸術振興条例の基本理念に基づき、平成24年3月に文化芸術振興計画を策定し、めざすべき姿を「市民一人一人が文化芸術を享受、創造、発信できる文化の香りあふれるまち」としました。また、文化芸術活動の推進及び振興を図るため、文化芸術振興基金を設置しました。

今後は、より多くの市民が文化芸術や文化財に親しめる環境を整えることが課題です。

● 市のデータ  
（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆市民が文化芸術活動に参加するきっかけづくり
- ◆保谷こもればホールなどを拠点とした文化芸術の振興
- ◆市民が主体的に行う文化芸術活動の支援
- ◆伝統文化などの継承
- ◆文化芸術を担う人づくり
- ◆市民が文化財にふれる機会の創出

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### 創 2-4-1 文化芸術活動の充実を図ります

多くの市民が文化芸術活動に関心を持ち、実際の活動につながるよう、保谷こもれびホールを拠点として、鑑賞の場や体験の機会を提供するとともに、市民が主体的に参加・活動できる環境づくりに取り組みます。

市民が主体的に行う文化芸術活動を支えるため、活動の担い手の育成や、青少年などの活動を支える人材の育成としくみづくりを進めます。

市内で行われているさまざまな市民活動団体や個人による文化芸術活動の連携や交流を促進するとともに、市内事業者や教育機関とのさまざまな交流・協働により、文化芸術活動の活性化や伝統文化などの継承を図ります。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

### 創 2-4-2 文化財の保護・活用を進めます

市内には国、都、市が指定した、寺院、神社、石仏、樹木、お囃子などの文化財があります。文化財は、地域の歴史や文化を知ることができる貴重な財産です。

文化財を保護するとともに、文化財資料の収集や整備とその公開に継続的に取り組みます。

また、郷土資料への理解、文化財保護への意識を高めるため、ボランティアなどと協力して、市民が文化財にふれあう機会の創出や文化財を活用した学習機会を提供していきます。



## 基本計画

### 《各論》

笑顔で暮らすまちづくり



【分野】  
笑 1

だれもが地域で安心して暮らすために

■市民との協働で進めること

- ◇地域において助けあい支えあうことのできるしくみづくり
- ◇市民、NPO、団体などが連携した地域福祉を支える体制づくり
- ◇地域福祉の担い手となるボランティアや人材の確保、育成
- ◇認知症の予防やケアのあり方などの普及啓発や早期発見・早期対応の取組
- ◇介護者同士の交流・情報提供や研修会などの取組
- ◇障害者のニーズやライフステージに応じたサービスの提供や相談支援体制の整備
- ◇市民の暮らしを守るための各種相談機能の充実

■分野の構成

笑 1-1 地域福祉の推進

- 笑 1-1-1 地域福祉の関係機関や団体・地域との連携を強化します
- 笑 1-1-2 地域の特性を活かしたコミュニケーションの場の創出に努めます
- 笑 1-1-3 地域福祉を支える人材育成を進めます

笑 1-2 高齢者福祉の充実

- 笑 1-2-1 地域で高齢者を支える互助のしくみづくりを推進します
- 笑 1-2-2 介護サービスの充実と介護予防を図ります
- 笑 1-2-3 認知症高齢者とその家族への支援の充実を図ります

笑 1-3 障害者福祉の充実

- 笑 1-3-1 住み慣れた地域で暮らせるしくみづくりを進めます
- 笑 1-3-2 障害者への一体的支援体制を整備します
- 笑 1-3-3 障害者に対する理解の促進を図ります

笑 1-4 社会保障制度の運営

- 笑 1-4-1 生活の安定と自立のための幅広い支援を行います
- 笑 1-4-2 国民健康保険制度の健全な運営を行います
- 笑 1-4-3 高齢者の医療保険制度の健全な運営を行います
- 笑 1-4-4 介護保険制度の健全な運営を行います

笑 1-5 暮らしの相談機能の充実

- 笑 1-5-1 暮らしの相談の充実に努めます
- 笑 1-5-2 消費者トラブルの未然防止に努めます

## 笑 1-1 地域福祉の推進

### 施策の目標

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域で支えあう福祉のまちの実現をめざします。

### 現状と課題

少子高齢化や核家族化、単身世帯や高齢者世帯の増加などが進む中、地域における近隣関係が希薄化し、地域での支えあいも弱まるなど、市民を取り巻く生活環境や状況が変化しています。

本市では、これまで地域福祉計画に基づく福祉サービスを進めてきましたが、多くの課題を抱えており、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、行政だけでなく地域を皆で支えるための、福祉体制の充実が必要となっています。

一方、これまで地域を支えてきたコミュニティなどでは、担い手不足が問題となっており、福祉人材の育成や地域コミュニティの再構築による地域福祉の充実などが課題となっています。

● 市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆市民との協働によるまちづくり
- ◆地域コミュニティの再構築による地域福祉の充実
- ◆福祉に関するだれにとっても便利な情報の提供
- ◆地域で支えあうための体制づくり

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### 笑 1-1-1 地域福祉の関係機関や団体・地域との連携を強化します

だれもが地域で安心して暮らすためには、多様な福祉ニーズに対応した、質の高いサービスの提供が必要です。

地域福祉の充実のため、地域と市、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、NPO、ボランティア、民間事業者などが相互に連携し、地域コミュニティ活動の活性化による地域福祉が推進できるしくみづくりを進め、市民との協働によるまちづくりの視点で市民同士が地域でのつながりをつくりながら、支えあう意識が向上できる取組を進めます。

また、一体的な連携を図る中で福祉ニーズの把握に努め、必要な情報を正確に提供でき、利用者がよりよい福祉サービスを選択し、容易に情報を得ることのできるしくみづくりを進めます。

### ●市のデータ（図・表）、写真 ※必要に応じて掲載

### 笑 1-1-3 地域福祉を支える人材育成を進めます

多様化する福祉ニーズに応えるためには、行政だけでは補いきれない状況が生じています。地域の福祉活動を進めるには、それぞれの地域の中で市民やNPO、団体などが連携して福祉を支える体制づくりを進めるとともに、地域福祉の担い手となる人材の確保が必要です。

地域福祉を支えるボランティアや人材の確保、育成のためには、多くの市民が関心を持ち、気軽に活動に参加できる機運をつくり出すことや学校などでの福祉教育、市民を対象とした体験ボランティアの充実などを進める必要があります。

### 笑 1-1-2 地域の特性を活かしたコミュニケーションの場の創出に努めます

気軽にだれかと話をしたり、家から外出してくつろげる場があれば、地域の中で孤立することはありません。

地域に存在する福祉拠点や他の公共施設などを有効に活用して、だれでも気軽に集えて、世代を超えた交流もできる場づくりを進めます。

また、場の提供とあわせて、趣味などを通じた交流機会を創出するなど、地域の利用者の実情にあわせた工夫をしつつ、利用しやすい機能についても、検討を進めます。

## 笑 1-2 高齢者福祉の充実

### 施策の目標

高齢者がいきいきと安心して暮らせるよう、市民と協働で高齢者の生活を支えるしくみの実現をめざします。

### 現状と課題

本市では、高齢化率が 20%を超え、5人に1人が 65 歳以上の高齢者となる中、高齢者の健康づくりや介護予防などへの支援、在宅高齢者を支えるサービスの充実、ささえあいネットワークによる高齢者の見守り、関係団体との連携など、さまざまな高齢者福祉の充実に取り組んできました。

また、市内 8 か所の地域包括支援センターでは、介護相談や虐待防止、介護予防などの支援とともに、地域ネットワーク連絡会などを活用して、地域のニーズの発見や課題の整理などを行い、さまざまな社会資源と地域住民とのネットワークの構築を進めてきました。

平成 35 年には市民の 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となることを見込まれている中、今後は、できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続をめざす地域包括ケアシステムの構築が課題です。

また、今までの福祉サービスでは補えない多様なニーズへの対応、地域で助けあい支えあう意識の醸成、増加が予想される認知症高齢者に対する支援の強化・充実が課題です。

● 市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆利用者の視点に立ったサービスの実現
- ◆住み慣れた暮らしを支えるしくみの実現  
(地域での互助)
- ◆健康づくりや介護予防の充実
- ◆介護予防の意識啓発の促進
- ◆高齢者の孤立化の防止

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### 笑1-2-1 地域で高齢者を支える互助のしくみづくりを推進します

一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の急増は、高齢者の孤立化への対応や日常生活への支援など、さまざまな課題を生じさせています。

高齢者の暮らしを見守り、住み慣れた暮らしを支えるためには、地域においてお互いが助けあい支えあうことのできるしくみづくり、多様化するニーズの把握とその対応が必要です。

自助・共助（互助）・公助の考え方を基本に、市民やNPO・団体、事業者と連携して、地域の力を活かした支えあいの取組を進めます。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

### 笑1-2-2 介護サービスの充実と介護予防を図ります

高齢者がいつまでも元気で、介護のいない自立した生活が続けることは地域の元気の向上につながります。地域包括支援センターを拠点としてさまざまな相談に応じた、介護予防マネジメントや介護サービスを進めるとともに、要介護・要支援となった高齢者が、在宅あるいは必要な施設で状況に応じた質の高いサービスが受けられる環境づくりに努めつつ、社会福祉法人やNPO・団体、民間事業者と連携した施設整備を促進します。

また、いつまでも健康な暮らしを実現するため、健康づくりや介護予防への関心を高め、市民の自主的な取組を進めるために、意識啓発や情報提供を充実させるとともに、高齢者が地域でできるだけ自立した生活をおくるための配食サービスなど、利用者の視点に立った介護保険外の福祉サービスの充実にも取り組みます。

### 笑1-2-3 認知症高齢者とその家族への支援の充実を図ります

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が予想されています。高齢者が認知症になっても安心して暮らすことができ、地域の一員であると実感できる取組が必要となっています。

これまで市は、若い世代も含めた認知症サポーター養成講座を開催するなど、認知症対策に取り組んできました。

今後は、北多摩北部保健医療圏における認知症疾患医療の中心的役割を担う専門医療機関とも密接に連携しながら、認知症の予防とケアのあり方などの普及啓発や早期発見・早期対応に取り組んでいきます。

また、家族が介護を負担に感じたり、孤立感を味わうことがないように、介護者同士の交流・情報提供や研修会の開催などの取組を進めます。

## 笑 1-3 障害者福祉の充実

### 施策の目標

障害のある人が住み慣れた地域で暮らすことができ、障害のある人もない人も共生できるまちをめざします。

### 現状と課題

障害者基本法の改正や、障害者総合支援法の施行により、個々の障害者がかけがえのない個人として尊重され、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会（＝共生社会）の実現が求められています。

本市では、これまで障害者総合支援センター「フレンドリー」を整備するなど、障害のある人の地域での生活を支援する取組を進めてきました。しかしながら、日常生活や社会生活をおくの中で支援が必要な人は年々増加しています。発達障害や高次脳機能障害の人、難病患者の人など、支援を必要とする人の態様も多様化しています。そのため、支援体制を強化するとともに、共生社会を実現していくためには、障害や障害者に対する理解や、民間活力の導入が不可欠です。

今後は、市民や関係団体と協働し、多様化するニーズやライフステージに応じた障害者福祉施策の充実を図ることや、障害や障害者に対する理解を深めるための普及・啓発活動、障害者を抱える家族の孤立化防止支援、障害者の就労の場を増やすための支援体制などを、総合的かつ計画的に進めていくことが必要です。

● 市のデータ  
（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆相談支援体制の充実
- ◆市民や関係団体と協働し、障害者福祉施策の充実を図る
- ◆市民の障害者への理解を高める普及・啓発や情報提供

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### 笑1-3-1 住み慣れた地域で暮らせるしくみづくりを進めます

障害者が地域コミュニティの一員として、住み慣れた地域で生活をおくるには、一人ひとりの多様なニーズに応えられる体制を充実させる必要があります。

そのため、ライフステージを通じて切れ目のない支援に努めるとともに、障害の状況に配慮した情報の提供を充実させます。

また、支援を必要とする障害者の住まいとして、グループホーム・ケアホームなどの少人数での居住形態へのニーズが高まっており、民間活力の導入による整備促進を支援していきます。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

### 笑1-3-2 障害者への一体的支援体制を整備します

年々障害者の数が増加する中、身近な地域で自分にあったサービスを選択し、適切な利用が受けられる障害者福祉の体制強化が必要となっています。

関係機関や社会福祉法人、NPO、障害者団体、地域などと連携した、市内相談支援ネットワークの構築により、障害者のニーズやライフステージに応じたサービスの提供や相談支援体制の整備を進めることで、障害者福祉の充実を図ります。

### 笑1-3-3 障害者に対する理解の促進を図ります

障害のある人もない人も共生できる社会の実現のためには、障害や障害者に対する理解を進めるとともに、相互理解を進めることにより、よりその促進が図られます。

そのため、普及・啓発活動や交流会など、さまざまな機会を通じて障害や障害者への理解向上のための取組を進めます。

## 笑 1-4 社会保障制度の運営

### 施策の目標

市民の健康と生活の安定のため、社会保障制度の適正で健全な運営に努めます。

### 現状と課題

少子高齢化の進展や就業構造の変化、経済の長期低迷などにより、日本の社会保険制度の運営は大変厳しい状況となっています。

本市では、これまで、生活保護、国民健康保険、高齢者への医療保険、介護保険の健全な運営と保険料の徴収率向上に努めてきましたが、今後も社会経済情勢に対応した、より一層適正で健全な制度運営が求められています。

● 市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆各保険制度の健全な運営
- ◆制度改正に伴う市民への周知と適切な運営
- ◆生活保護世帯の生活の安定と自立の強化

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### 笑1-4-1 生活の安定と自立のための幅広い支援を行います

生活基盤の劣化などの影響により生活困窮者が増加しており、特に稼働年齢世代の生活保護受給者の増加は深刻な問題です。今後は、生活の安定と自立・孤立化防止のための支援が必要です。

生活保護制度の適正な運営を進めるとともに、生活保護受給者の自立を促すための支援体制を充実させつつ、一人ひとりが社会とつながることによる孤立化の防止などに努めます。

### 笑1-4-4 介護保険制度の健全な運営を行います

高齢化の進展など介護保険制度を取り巻く環境は大きく変化しており、介護保険法に基づき3年ごとに策定する介護保険事業計画に則り適正な運営に努める必要があります。

介護保険制度の健全な運営を進めつつ、介護サービスの充実に努めます。

### 笑1-4-2 国民健康保険制度の健全な運営を行います

社会状況や高齢化の進展などにより、国民健康保険の被保険者は増加しており、国民健康保険制度の健全な運営のためには、保険料の見直しや徴収率の向上による財政の改善が必要です。

市民への制度理解の啓発活動を推進するとともに、医療費の適正化に向けたさまざまな取組を進めます。

### ●市のデータ（図・表）、写真

※必要に応じて掲載

### 笑1-4-3 高齢者の医療保険制度の健全な運営を行います

今後想定される高齢者の医療保険制度の見直しに対する速やかな対応が必要となります。

制度の見直しに関する周知を図りつつ、加入者の理解を進め、制度の健全な運営を図ります。

## 笑1-5 暮らしの相談機能の充実

### 施策の目標

さまざまな相談事業を充実させ、安心して生活できるまちをめざします。

### 現状と課題

近年、インターネットや携帯端末などの情報通信技術（ICT）の発展や普及により、市民生活を取り巻く環境は多様化・複雑化しています。市民の暮らしのトラブルは多岐にわたり、消費生活相談では相談当事者が低年齢化する一方で、高齢者からの相談も増加しています。

本市では、これまで、消費、法律、税、不動産、行政関係などの暮らし全般の相談事業を行ってきました。特に、消費生活相談においては、東京都消費生活総合センターと連携した取組を行うとともに、消費者センターを中心として、新たな問題・手口への対応、トラブル防止のための啓発事業、消費生活講座などの開催を実施してきました。

今後は、さらなる多様化・複雑化が予測されるさまざまな分野の相談への対応や市民がトラブルに巻き込まれないための防止策の構築と迅速でわかりやすい情報提供が求められています。

●市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆各種講座・市民相談事業を通じた普及啓発活動
- ◆情報化の進展による新たな問題や手口への対応
- ◆多様化・複雑化するさまざまな問題に対応した各種専門相談の実施

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### 笑1-5-1 暮らしの相談の充実に努めます

思いもよらない問題が生じた時に、身近に相談することのできる場所があれば安心して生活することができます。

多様化したさまざまな問題の解決に向けての市民相談や専門相談などの暮らしの相談機能を充実させるとともに、わかりやすい情報の提供を進めます。

### 笑1-5-2 消費者トラブルの未然防止に努めます

情報化の進展などを背景に、消費環境は多様化・複雑化しています。

市民の暮らしを守るために、相談しやすい体制づくりを進めるとともに、関係機関との連携による消費者トラブルの未然防止や拡大防止に努めます。

また、トラブルにあわないための取組として、消費生活講座などによる消費者教育の推進や、積極的な情報提供に努めます。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載



【分野】  
笑2

いつまでも健康で元気に暮らすために

■市民との協働で進めること

- ◇地域における健康づくり
- ◇高齢者の教養、文化、スポーツ・レクリエーションなどの活動への参加、学習や発表の機会の充実
- ◇高齢者がボランティア・NPO活動に積極的に参加できるしくみづくりや体制の充実
- ◇障害者が理解され、地域で活動できるしくみづくり
- ◇障害者の就労移行支援や就労継続支援

■分野の構成

笑2-1 健康づくりの推進

- 笑2-1-1 市民の主体的な健康づくりを支援します
- 笑2-1-2 地域医療体制の整備・充実を図ります
- 笑2-1-3 健康都市を推進します

笑2-2 高齢者の生きがいづくりの充実

- 笑2-2-1 高齢者の社会参加や就労への支援を推進します

笑2-3 障害者の社会参加の拡大

- 笑2-3-1 障害者の多様な社会参加や雇用・就労への支援を推進します

## 笑 2-1 健康づくりの推進

### 施策の目標

だれもが健康で生活できるよう、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた、からだところの健康づくりを支援します。

### 現状と課題

健康維持の観点から、健康づくりに対する関心が高まっています。一方で医療費の増大は大きな問題となっており、健康寿命の延伸のための生活習慣病を含む病気予防の対策が求められています。

本市では、市民が病気にならないための市民自身が行う健康づくりを支援するため、健康相談や栄養相談、健康診査、母子保健事業などを積極的に実施・推進するとともに、夜間・休日医療及び小児救急医療などについても、市内の医療機関・団体と連携し、医療体制を整えてきました。

今後は、市民自身が行う健康づくりの支援を強化・充実するとともに、生活習慣病や食育に関する情報提供、医療及び医療機関の情報提供、健康相談、健康教育、各種スポーツ教室などを行う必要があります。

また、住み慣れた地域で暮らし続けたいという高齢者のための在宅療養支援体制の構築や、健康づくり活動を行う団体などとの連携、ワクチン接種・がん検診受診率を向上させる対策などに取り組む必要があります。

●市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆市民の自主的な健康づくりの支援
- ◆生活習慣病などへの対応を含めた健康診査、健康相談・教育の充実
- ◆在宅療養支援体制の構築

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### 笑 2-1-1 市民の主体的な健康づくりを支援します

市民が健康に暮らしていくためには、市民の健康への関心を高めるとともに、市民自身が健康づくりに取り組む必要があります。

市民の主体的な健康づくりを支援するために、生活習慣病やこころの健康などをはじめとした健康に関する意識啓発や情報提供を進めるとともに、病気と介護の予防のための相談や健（検）診の充実、乳幼児とその保護者や妊産婦に対する相談や健康管理など、きめ細かな支援を進めます。

また、ワクチン接種・がん検診などの受診率向上のための取組を強化することで、病気の予防に努めます。

市民や団体などへの支援を行うことにより、地域における健康づくりを進めます。

### 笑 2-1-3 健康都市を推進します

本市は、健康を「人」と「環境」の両面からとらえ、市民自らが努力（自助）し、互いに助けあう（共助）とともに、公共とも連携（公助）して、さまざまな分野で協働することにより、生涯健康で一人ひとりが輝き互いに支えあうまちの実現をめざした健康都市宣言を行いました。

市民の健康を促進するため、「健康状態の把握」「食・栄養のバランス」「運動・スポーツの習慣化」「休養・こころの健康の確保」「学び・創造への取組」の5つの目標を中心に、市民の生涯にわたる健康づくりを進め、健康都市を推進します。

### 笑 2-1-2 地域医療体制の整備・充実を図ります

医療へのニーズは多様化しており、市民が生活する身近な地域で安心して医療が受けられるような地域医療体制の強化が必要となっています。日頃から安心して相談や診察を受けることができる、かかりつけ医、歯科医、薬局の普及を進めます。

また、病気の治療と介護などの複合的なニーズも増加しており、保健・福祉・医療の連携による効果的なサポート体制を進めます。

今後は、在宅療養へのニーズの高まりが見込まれており、支援に向けた検討を進めます。また、かかりつけ医と高度医療、救急医療の機能をもつ地域の中核病院など、医療機関相互の広域的な連携による医療の充実について要請していきます。

### ●市のデータ（図・表）、写真

※必要に応じて掲載

## 笑2-2 高齢者の生きがいづくりの充実

### 施策の目標

高齢者が地域の中で生きがいをもって暮らせるまちをめざします。

### 現状と課題

高齢者が、精神的にも肉体的にも健康で元気に人生をおくるためには、生きがいをもつことも大切です。

本市では、高齢者の生きがいづくりを支援する取組として、健康づくりや介護予防及び就労、他世代や地域との交流などに対する支援を行ってきました。しかし、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯が増加し、高齢者と地域とのかかわりや交流は希薄化しつつあります。

今後は、高齢者が生きがいをもって元気に暮らし、希望する活動や自己実現に取り組むことができるよう、学習や発表、他世代との交流、スポーツ・レクリエーション、社会貢献などの活動機会の創出、就労や起業のための支援など、高齢者の社会参加と生きがいづくりへの取組やわかりやすい情報提供を進める必要があります。

●市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆社会参加と生きがいづくりのための情報提供と相談支援
- ◆交流の場の提供などのしくみづくり
- ◆就労を通じた生きがいづくり

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### 笑2-2-1 高齢者の社会参加や就労への支援を推進します

他世代との交流やこれまで培ってきた知識・経験などを活かして活躍できる場、趣味や就労などを通じた出会いなどがあることで、生きがいを感じて生活することができます。

高齢者が教養、文化、スポーツ・レクリエーションなどの活動に参加したり、学習や発表したりすることのできる機会の充実を図るとともに、多様な社会参加を支援するため、ニーズに応じた相談支援や情報提供を進め、高齢者の積極的な社会参加を支援します。

また、社会福祉協議会や関係機関と連携し、地域のボランティア活動やNPO活動などへも積極的に参加できるしくみづくりや体制の充実を図ります。

働きたい高齢者のための研修や講習、就職相談などについて、公共職業安定所（ハローワーク）やシルバー人材センターと連携し、引き続き就労を支援します。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

## 笑2-3 障害者の社会参加の拡大

### 施策の目標

障害のある人が、地域の中でいきいきと生きがいをもって暮らせるまちをめざします。

### 現状と課題

個々の障害者がかけがえのない個人として尊重され、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会（＝共生社会）の実現のためには、障害者の多様な形での社会参加と、障害や障害者に対する市民の理解が不可欠です。

本市では、障害者がいきいきと地域で活動できるよう、障害者やその家族に関する意識啓発、講演会などの地域イベント支援、社会参加のための移動支援、スポーツなどへの参加支援、市役所での職場体験実習の実施など、障害者の社会参加及び就労を促進させるための取組を推進してきました。

今後は、社会参加のために必要となる移動支援やコミュニケーション支援などの地域生活支援事業の充実や、障害者総合支援センター「フレンドリー」における地域交流や普及・啓発活動の推進が求められています。

また、障害者就労支援センター「一歩」を拠点に、関係者が相互に連携するしくみによる障害者の雇用・就労の機会拡大に向けた取組が必要です。

●市のデータ  
（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆障害者に対する理解の促進
- ◆障害者の社会参加支援
- ◆障害者就労支援の充実

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### 笑 2-3-1 障害者の多様な社会参加や雇用・就労への支援を推進します

障害者が地域でいきいきと暮らせる環境を実現するためには、障害や障害者への理解が重要となります。

社会参加のための地域交流や普及啓発を推進し、障害者がいきいきと地域で活動できるしくみづくりを進めるとともに、外出のための移動支援やスポーツ・レクリエーションへの参加支援などのさまざまなサービスを進めます。

また、障害のある人の雇用・就労機会が拡大するよう、障害者就労支援センター「一歩」や公共職業安定所（ハローワーク）、特別支援学校及び関係団体との連携を進めます。

さらに、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所について、民間活力の導入による整備促進を支援していきます。

#### ●市のデータ（図・表）、写真

※必要に応じて掲載



## 基本計画

### 《各論》

環境にやさしいまちづくり



【分野】  
環 1

みどりの保全と創出を進めるために

■市民との協働で進めること

- ◇みどりの保全の取組
- ◇公園の維持・管理
- ◇民有地の緑化などの身近なみどりの創出
- ◇農業とのふれあいによる理解を深める取組

■分野の構成

環 1-1 みどりの保全・活用

- 環 1-1-1 みどりを保全・活用するしくみを形成します
- 環 1-1-2 農地の多面的機能を活用し、保全につながる取組を進めます

環 1-2 みどりの空間の創出

- 環 1-2-1 公園・緑地の充実を図ります
- 環 1-2-2 身近なみどりを創出するための取組を進めます

## 環 1-1 みどりの保全・活用

## 施策の目標

市民との協働による公園管理のしくみや、個人が所有する農地や樹木、樹林、生垣などを維持するしくみを整え、身近なみどりの保全・活用をめざします。

## 現状と課題

市内には公園や農地などのみどりが存在しています。

身近なみどりは、地球温暖化や公害などの環境問題の防止に役立つとともに、わたしたちの日常生活にやすらぎをもたらします。

本市では、ボランティアの育成や支援、樹林・樹木・生垣の保存の支援などにより身近なみどりの保全・活用に取り組んできましたが、相続や都市開発などの影響から、みどりの総量は、減少する傾向となっています。

次世代に身近なみどりを残し、良好な環境を引き継いでいくためにも、市民との協働による取組や市民の自発的な緑化活動を支援し、みどりの保全を進める必要があります。

また、貴重なみどりの空間である市内の農地を保全する取組を進めることも必要です。

● 市 の データ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

## 施策推進のためのキーワード

- ◆市民と協働した公園の維持・管理
- ◆市民と農業のふれあいや交流

## ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### 環 1-1-1 みどりを保全・活用するしくみを形成します

みどりを保全・活用していくためには、市民のみどりに対する意識啓発を行うとともに、市民との協働による取組や市民主体の取組を進めていく必要があります。

このため、市民との協働による公園や緑地などの維持・管理、民有地における樹林・樹木の保存の支援や公園ボランティアの育成などを進めます。

また、市が行うみどりの保全・活用のための取組や支援制度に関する情報提供を行うことにより、みどりの大切さについての理解をさらに高め、みどりの保全に取り組みやすい環境づくりを進めます。

東大生態調和農学機構（※）については、市民が身近でまとまったみどりに親しめるよう、大学や市民と連携しながら保全・活用に努めます。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

### 環 1-1-2 農地の多面的機能を活用し、保全につながる取組を進めます

農地は、生産活動の場であるとともに、みどりの保全・活用につながる多面的な機能をもっています。

しかし、相続や都市開発の進展に伴い、市内の農地は減少する傾向にあります。

農地の多面的な機能の活用を促進するために、市民が農業とふれあい、交流する機会を提供し、農地の保全に対する理解を深める取組に努めます。

※ 東大農場は平成 22 年 4 月 1 日、東大生態調和農学機構（正式名称：東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構）に改組

## 環 1-2 みどりの空間の創出

### 施策の目標

公園や緑地の拡充に加え、道路や公共施設、生垣などの身近な場所での緑化を進め、目に映るみどりの創出をめざします。

### 現状と課題

身近なみどりの創出は、わたしたちの暮らしにやすらぎを与えるとともに、まちの景観という面からも重要な役割をはたしています。

本市は、公園の整備や道路・公共施設、生垣などの身近な場所での緑化を進めてきました。

その一方で、近隣他市と比べると一人あたりの公園面積が少ないという状況となっていることから、公園や広場の充実が求められています。

また、公共施設の緑化や民有地の緑化支援などによる新たなみどりの創出の取組が必要です。今あるみどりを効果的に活用しながら、みどりを豊かに感じることができる魅力ある景観づくりなどの取組が必要です。

● 市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆市民の憩いの場、災害時の避難場所となる公園の確保
- ◆公共施設の緑化など身近な緑化活動の推進
- ◆民有地などの緑化支援

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### 環 1-2-1 公園・緑地の充実を図ります

公園や緑地は市民の憩いの場であるとともに、災害時の避難場所にもなります。

また、みどりの保全という視点からも公園や緑地の充実は重要です。

解除生産緑地や樹林などの計画的な買い取りや、道路整備などによって生じる残地を活用するなど、公園・緑地の充実に取り組みます。

### 環 1-2-2 身近なみどりを創出するための取組を進めます

市民の身近なみどりを増やすためには、行政だけではなく、市民との協働によりみどりを保全し、創出する取組が大きな力となります。

これまで市民と市が協働で取り組んできた公園の花いっぱい運動などは効果をあげています。

今後は、民有地の緑化などに市民が主体的に取り組むことを促すような取組の検討を進めるとともに、公共施設の緑化などを引き続き推進しながら、協働による身近なみどりの創出を進めます。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載



【分野】  
環 2

持続可能な環境に配慮した社会を確立するために

■市民との協働で進めること

- ◇環境意識を高めるための取組
- ◇ごみの発生抑制と再使用・再生使用の促進と意識啓発
- ◇ごみ・資源物の集団回収活動の継続的な実施
- ◇省資源・省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及促進
- ◇地球温暖化対策に対する市民理解の促進

■分野の構成

環2-1 環境意識の向上

環 2-1-1 市民、事業者、行政の環境を大切にする意識づくりに努めます

環2-2 循環型社会の構築

環 2-2-1 ごみの発生抑制・再使用・再生使用及び廃棄物処理対策に努めます

環2-3 生活環境の維持

環 2-3-1 大気汚染などの公害の防止に取り組みます

環2-4 地球温暖化対策の推進

環 2-4-1 公共施設から排出される温室効果ガスを削減します  
環 2-4-2 市内から排出される温室効果ガスを削減します

## 環 2-1 環境意識の向上

### 施策の目標

環境を大切にするしくみづくりや環境学習の推進を通して、市民、事業者、行政の環境意識の高いまちをめざします。

### 現状と課題

環境問題に対する関心は年々高まっており、世界的な取組が進んでいます。地球温暖化などの環境問題の原因と影響は複雑であり、市民、事業者、行政が連携し、環境問題に総合的に対応することが必要とされています。

本市では、環境基本条例及び環境基本計画に基づき、環境保全の取組を体系的に進めており、環境施策の実施状況の点検や環境マネジメントシステムの運用などに取り組んできました。

また、エコプラザ西東京などを拠点として、市民や事業者が環境問題を理解し環境保全に自発的に取り組んでいくための環境学習活動を実施しています。

今後は、市民一人ひとりが環境問題に取り組むために、市民活動団体などとも連携しながら、身近な環境問題を題材とした環境学習活動や情報提供などのさらなる充実を図り、市民、事業者、行政の環境意識を高めることが必要です。

● 市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆環境施策の実施状況の点検
- ◆環境マネジメントシステムの運用
- ◆エコプラザ西東京を拠点とした環境学習や環境情報の提供

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### 環2-1-1 市民、事業者、行政の環境を大切に する意識づくりに努めます

環境を大切にする意識を育み行動するためには、市民、事業者、行政がお互いに、環境にかかわる現状や課題を認識し、理解を深めた上で、問題意識を共有することが大切です。

そのため、環境リーダーやエコプラザ西東京協力員などと連携しながら、環境学習の機会創出や環境情報の提供を行うなど、市民、事業者、行政の環境意識をさらに高めるための取組を充実させるとともに、環境フェスティバルなどを利用して環境情報を幅広く市民に提供する活動を進めます。

また、環境マネジメントシステムの運用などに率先して取り組み、環境施策の実施状況の点検を定期的に行うとともに、環境負荷の低減に努めます。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

## 環 2-2 循環型社会の構築

### 施策の目標

できるだけごみを出さないという意識づくりや、ごみの減量化・再使用・再生使用の取組を通して、環境負荷の少ない循環型社会の構築をめざします。

### 現状と課題

ごみ問題は自治体における共通の課題です。

本市が利用する広域的な廃棄物の最終処分場である二ツ塚廃棄物広域処分場の延命は、本市のみならず多摩地域にとっても課題となっています。このため、本市では家庭ごみの有料化や、生ごみ電動処理機などの購入助成、冊子などによる啓発活動を進めてきた結果、市民一人一日あたりのごみ排出量は減少しています。

今後は、ごみ発生を抑制するしくみの構築を進めつつ、市民、事業者、行政によるごみの発生抑制、減量化をさらに推進するとともに、発生したごみの再使用・再生使用を促進し、循環型社会の構築に取り組むことが求められています。

このため、エコプラザ西東京を拠点とした循環型社会構築のための啓発活動を充実させるとともに、市民の自主的な取組に対する支援、ごみ収集に関する事業者への対応の強化といった多面的な取組を展開していく必要があります。

● 市 の データ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆ごみ発生の原因を抑制するしくみの構築
- ◆エコプラザ西東京を拠点としたごみの発生抑制・再使用・再生使用の促進

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### 環 2-2-1 ごみの発生抑制・再使用・再生 使用及び廃棄物処理対策に努めます

ごみ問題は、市民生活や事業者の企業活動に直接影響する課題です。

ごみの発生源を抑制するためには、市民、事業者、行政がそれぞれにごみ問題の現状と課題を認識し、課題解決に取り組むことが必要です。

そのために、エコプラザ西東京を拠点にごみの発生抑制と再使用・再生使用を促進する意識啓発を行い、循環型社会の構築をめざした仕組みづくりの検討を進めます。

自治会・町内会や子ども会などを中心に行われている、ごみ・資源物の集団回収活動を継続して実施します。

最終処分場の延命化を図るため、焼却灰のエコセメント化事業を継続して推進し、搬入配分量の削減を進めます。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

## 環 2-3 生活環境の維持

### 施策の目標

自然や市民生活を守るため、公害のない環境づくりをめざします。

### 現状と課題

公害問題は、国や都による発生源対策が進み、対象物質の多くは環境基準を達成し改善していますが、新たに注目された公害原因物質による公害の発生もみられます。

本市では、大気汚染や河川の水質については定期的なモニタリングを行っており、発生状況をできるだけ早く把握することによって、早期の対策を行うように努めています。

公害の未然防止は引き続き重要な課題であり、その対策については、国、東京都、近隣自治体と連携して取り組む必要があります。

今後は、引き続き市内におけるモニタリング調査など地域環境を継続的に監視し、万一公害問題が生じた場合には、早期に対策に取り組むことが求められています。

● 市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆ 公害原因物質の対策
- ◆ 低公害車、電気自動車などの普及促進
- ◆ 市民、事業者、行政の環境意識啓発

### ● 成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### 環 2-3-1 大気汚染などの公害の防止に取り組めます

公害の防止には、継続的な調査による問題の早期発見と、公害原因物質の対策及び市民の意識啓発が必要です。特に大気汚染については、市内における監視にとどまらず、市域を越えた広域的な対策や防止のための取組も必要です。

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などを防ぎ、自然や市民生活を守るために、大気、水質、地下水、騒音、震動などの調査やモニタリングなどを実施するとともに、放射性物質やPM2.5などの広域的な問題への対策のために、国や東京都、近隣自治体などと連携して対応していきます。

また、大気汚染防止対策のひとつとして、車の排気ガスの削減を進めるため、低公害車や電気自動車などの普及啓発に努めます。

環境監視などについては市民活動団体と連携するなど、市民との協働による公害のない環境づくりを進めるとともに、市民、事業者、行政の環境意識の啓発に努めます。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

## 環 2-4 地球温暖化対策の推進

### 施策の目標

地球温暖化防止のため、省資源・省エネルギーを進めるとともに、再生可能エネルギーを導入・活用し、低炭素型のまちをめざします。

### 現状と課題

石油などのエネルギー消費により発生する CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）などに起因して、世界的に地球温暖化が深刻化し、異常気象や海面上昇などが多くみられるようになりました。国や東京都では地球温暖化対策を進めており、各自治体にも自主的な取組が求められています。

本市では、地球温暖化対策地域推進計画に基づき、市民、事業者、行政が協力して、省資源・省エネルギーの促進や太陽光を中心とした再生可能エネルギーの普及に取り組んできました。

今後も、市民、事業者と協力し、地域として地球温暖化対策を進めていくことが課題であり、市民、事業者に対し、地球温暖化対策への理解を促進するために、CO<sub>2</sub> 排出量の削減や再生可能エネルギーの導入を求める人への情報提供や環境づくりを行う必要があります。

また、行政がモデルケースとなるよう、率先して地球温暖化対策に取り組むことも必要です。

● 市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆省資源、省エネルギー、再生可能エネルギーへの取組の促進
- ◆エコプラザ西東京を活用した地球温暖化対策の情報ネットワーク

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### 環 2-4-1 公共施設から排出される温室効果ガスを削減します

これまで市職員の環境配慮行動や事務事業において排出される温室効果ガスの抑制のための対策に率先して取り組んできました。

今後も、市内の公共施設から排出される温室効果ガスの削減を積極的に進めるとともに、エコプラザ西東京を中心に市民が訪れる施設などにおいて、環境負荷低減への取組や効果をわかりやすく伝え、市民や事業者の自然エネルギーに対する理解や利用促進を図ります。

### 環 2-4-2 市内から排出される温室効果ガスを削減します

地球温暖化を防止するため、市民、事業者、行政それぞれが対策に取り組む必要があります。

エコプラザ西東京を活用した情報の共有・活用を推進して地球温暖化対策に対する市民の理解を深めるとともに、情報ネットワークの構築に取り組めます。

市内から排出される温室効果ガスの削減のため、地球温暖化対策地域推進計画に基づき、市民、事業者、行政が一体となり、省資源・省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及促進などに取り組めます。

また、街路灯のLED化など、効果検証を踏まえつつ新たな取組についても検討します。

近隣自治体との連携などにより、広域的な取組を検討することで地球温暖化対策の効果を高めます。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載



## 基本計画

### 《各論》

安全で快適に暮らすまちづくり



【分野】  
安 1

快適で魅力的な都市空間で暮らすために

■市民との協働で進めること

- ◇愛着のあるまちなみづくり
- ◇住みやすい住環境づくり
- ◇環境美化の取組
- ◇安全で快適な都市整備と地域の特性を踏まえた特色あるまちづくり

■分野の構成

安 1-1 住みやすい住環境の整備

- 安 1-1-1 魅力ある住環境の形成と愛着のある美しいまちなみづくりを推進します
- 安 1-1-2 だれもが利用しやすいまちづくりを進めます
- 安 1-1-3 駅周辺や各地域の特性に応じた特色のあるまちづくりを進めます

安 1-2 道路・交通網の整備

- 安 1-2-1 体系的な道路網の整備を進めます
- 安 1-2-2 体系的な交通網の整備を図ります
- 安 1-2-3 歩行者、自転車、車が共存するまちづくりに取り組みます

## 安1-1 住みやすい住環境の整備

### 施策の目標

市民、事業者及び行政の協働によるまちづくりを進め、愛着のある住みやすい魅力ある住環境をつくりまします。

### 現状と課題

快適に暮らせる住みやすい住環境であるためには、地域と調和のとれたまちなみと子どもや若者、高齢者など、だれにとっても利用しやすいまちであることが重要です。

本市は、市民意識調査においても、都心に近いため利便性が高く、みどりが比較的豊かで住み心地のよいまちであると認識されていますが、近年は住宅開発が進展し都市化が進む一方で、農地などのみどりが減少しています。こうした中で、地域の環境と調和がとれた都市開発の誘導及び景観の整備、地域の特性を活かした愛着のある美しいまちなみの整備などが求められています。

今後は、高齢化社会の進展に対応したユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化をさらに進めるとともに、老朽化した都市基盤への対応が課題となっています。

また、駅周辺などにおいては特徴ある美しいまちなみづくりや人にやさしい安全なまちづくりを、市民、事業者、行政が協働で進める必要があります。

● 市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆地域の特性を活かした愛着のある美しいまちなみづくり
- ◆老朽化した施設の計画的な更新
- ◆ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化の推進

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### 安1-1-1 魅力ある住環境の形成と愛着のある美しいまちなみづくりを推進します

都市開発の進展などにより、みどりの減少が進む中、魅力ある住環境の形成を進めるには、地域と調和のとれた開発誘導や景観づくり、愛着のある美しいまちなみの整備などを進める必要があります。

適正な建築基準行政の推進と景観づくりのルール化などの魅力ある住環境の整備に向けたしくみづくりを進めるとともに、市民、事業者、行政が連携して、みどりの保全や地域の特性を活かした愛着のあるまちなみづくり、景観に配慮した開発の誘導、住みやすい住環境の創造などに取り組みます。

また、市民と協働した環境美化の取組についての検討を進めます。

### 安1-1-3 駅周辺や各地域の特性に応じた特色のあるまちづくりを進めます

まちの玄関口である駅周辺は、まちの顔となっています。市内には5つの駅がありますが、駅周辺だけでなく、市内の各地域にはそれぞれ特性があります。まちの顔に相應しい駅周辺の整備と、地域特性を活かしたまちづくりが求められています。

権利者や事業者、商業者などが連携し、市民の意見も取り入れながら、安全で快適な都市整備と地域の特性を踏まえた特色のあるまちづくりを進めます。

### 安1-1-2 だれもが利用しやすいまちづくりを進めます

高齢化が進む中、だれにもやさしい安全なまちが求められています。

だれもが安全に安心して暮らせるまちづくりを進めるため、外出時の移動や施設などの利用において、バリアフリーな空間整備やユニバーサルデザインの導入を進めます。

また、老朽化が進む都市基盤については、老朽化に対応した計画的な更新や長寿命化対策についての検討を行います。

### ●市のデータ（図・表）、写真

※必要に応じて掲載

## 安 1-2 道路・交通網の整備

### 施策の目標

だれもが日常生活で利便性、安全性、快適性を享受できる、総合的な道路・交通環境をめざします。

### 現状と課題

本市では、道路整備の遅れを指摘する声が多く、市民意識調査（平成 24 年 9 月）においても、「安全で歩きやすい道路環境」の重要度が高くなっています。市ではこれまで都市計画道路などの道路整備を進めてきましたが、未だ整備水準は低い状況にあります。

安全で利便性の高い道路や交通機関の存在は、魅力的な都市であるための条件のひとつです。

今後は、安全で快適な道路・交通環境を確保するため、計画的に道路ネットワークの形成を行うとともに、交通管理者と連携した交通対策による安全で快適な道路の整備や自転車と歩行者、車が共存する安全な道路環境への取組が求められています。さらに、市民のニーズに応じた「はなバス」の運行に取り組むとともに、交通事業者、NPOなどの多様な主体と連携し、バリアフリー化、交通結節点の利便性の向上、ユニバーサルデザインの配慮など、人にやさしい公共交通及び関連施設の充実を図る必要があります。

● 市のデータ  
（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆安全で利便性の高い道路網の構築
- ◆自転車と歩行者、車が共存する道路環境への対応

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### 安1-2-1 体系的な道路網の整備を進めます

安全で快適な移動を支える道路交通環境の充実は、魅力的な都市の条件でもあります。

幹線道路などの整備により、市民の利便性の向上や通過交通の抑制、防災性の向上を図るとともに、狭あいな生活道路の計画的な整備を進めます。

また、歩車道の分離や踏切道拡幅、歩道の広幅員化などの調査・研究及び計画的な整備に努めます。

### 安1-2-3 歩行者、自転車、車が共存するまちづくりに取り組みます

環境にやさしいことや近年の健康志向の高まり、体力づくりや気分転換などの理由から、自転車利用者が増えています。

一方では利用時のマナーや安全確保が問題となっています。

交通事故などの防止のため、歩行者、自転車、車が共存することのできるまちづくりを進め、道路上の安全性の向上に努めます。

### 安1-2-2 体系的な交通網の整備を図ります

高齢化や環境に配慮した安全・安心な交通体系の実現をめざすには、市民ニーズに対応し、交通弱者にやさしい公共交通の充実が必要です。

人と環境にやさしく、利用しやすい交通網の整備を図るとともに、市民ニーズや公共施設へのアクセスに対応した効率的な「はなバス」の運行に努めます。

また、危険な踏切の解消などのため、鉄道連続立体交差化に向けた調査・検討を進めます。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載



【分野】  
安 2

安全なまちづくりと暮らしのために

■市民との協働で進めること

- ◇自助・共助・公助の認識に基づく防災対策
- ◇地域が一体となった災害時の対応やノウハウの共有化
- ◇災害時の訓練や協力体制のための取組
- ◇災害時要援護者への支援のしくみづくり
- ◇民間の建築物における耐震化の強化
- ◇安全確保のためのパトロールの推進
- ◇交通安全の取組の強化と意識啓発

■分野の構成

安 2-1 災害に強いまちづくり

- 安 2-1-1 防災基盤の整備を進めます
- 安 2-1-2 災害時の協力体制の確保に努めます
- 安 2-1-3 雨水溢水対策の充実を図ります
- 安 2-1-4 耐震化対策を促進します

安 2-2 防犯・交通安全の推進

- 安 2-2-1 市民と連携して防犯体制の強化を図ります
- 安 2-2-2 市民と連携して交通安全の推進を図ります

安 2-3 危機管理体制の整備

- 安 2-3-1 危機に備えた総合的な危機管理体制の強化を図ります

## 安2-1 災害に強いまちづくり

### 施策の目標

市民の生命や財産を守るため、防災基盤の整備や地域防災力の向上を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進します。

### 現状と課題

首都圏においては、直下型の大規模地震が発生する可能性が指摘されており、市民意識調査（平成 24 年 9 月）においても、「防犯・防災などの生活安全対策」は重要度が高い施策となっています。

本市では、平成 19 年度に危機管理室を設置するとともに、地域防災計画を見直すなど、災害に強いまちづくりに取り組んできました。一方、市内には耐震化されていない施設や建築物も多数残っています。また、近年は、集中豪雨による都市型水害も起こっています。

今後も、防災基盤整備や耐震化対策、雨水溢水対策などを引き続き進めていくことが求められています。

また、東日本大震災の教訓を活かして、地域における自助・共助・公助による地域防災力を強化していくことが必要です。そのために、大規模災害を想定した防災訓練、要援護者への支援訓練、市民、事業者、関係者の防災意識の向上など、日頃から地域コミュニティにおける防災意識の醸成を図る必要があります。

● 市のデータ  
（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆耐震化の促進
- ◆雨水溢水対策事業の推進
- ◆自助・共助・公助による防災対策

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### 安2-1-1 防災基盤の整備を進めます

防災・減災には、市民が主体となった地域防災体制や地域の消防団活動が重要です。

地域における市民一人ひとりの自助・互助・公助の認識に基づく防災対策とともに、防火水槽・消火栓、防災行政無線などの充実を進めます。

また、災害時における市民生活の安定確保のため、食料や生活必需品などの緊急物資の備蓄を充実させるとともに、学校などでの子ども預かり時の安全確保や保護者との連絡体制を強化させます。

### 安2-1-3 雨水溢水対策の充実を図ります

増加している集中豪雨による都市型水害への対策が必要となっています。

水害を防ぐため、雨水管の計画的な整備などによる雨水溢水対策の強化を図るとともに、公共施設や家庭などの貯留・浸透施設などの整備を促進します。

### 安2-1-2 災害時の協力体制の確保に努めます

災害時の市民の協力体制を構築・強化するには、市民や地域で活動している団体などを含めた地域が一体になった災害時の対応・ノウハウの共有化が必要です。

地域、関係機関、行政が連携して、災害を想定した訓練や協力体制のための取組を充実するとともに、子どもや女性、高齢者や障害者などの視点も取り入れた対策や災害時要援護者への支援のしくみづくりに努めます。

また、東日本大震災から学んだ防災対策・帰宅困難者対策などの検討を進め、自助・互助・公助による防災対策を進めます。

### 安2-1-4 耐震化対策を促進します

防災都市基盤の強化には、公共施設や緊急輸送道路沿道の建築物などの耐震化により、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

耐震化対策には、公共施設の耐震化を進めるとともに民間の建築物に対する耐震診断・耐震改修などの相談体制の強化及び支援を進めます。

## 安2-2 防犯・交通安全の推進

### 施策の目標

だれもが安心して暮らせる、安全なまちづくりを進めます。

### 現状と課題

安全・安心して暮らせる住みやすいまちであるためには、犯罪や交通事故などが少ないことも重要な要件です。

本市では、平成16年3月の犯罪のない安全なまちづくり条例の制定により、警察署、防犯協会などとの連携が密になり、防犯活動団体も組織され、市民生活の安全は強化されてきました。

一方で、自治会・町内会が減少し、地域の安全を守る上での課題となっています。また、交通安全については、市内での交通事故発生件数、死傷者数はともに減少していますが、児童などが登下校時に交通事故に巻き込まれるケースもみられます。

今後は、地域の防犯や安全・安心を確保するために、地域をよく知る自治会・町内会などの地域コミュニティや防犯活動団体による防犯体制、市民、地域、学校、警察、行政が連携した情報連絡体制の整備の強化など、地域に密着した防犯・交通安全の取組が不可欠です。

また、社会問題化している振り込め詐欺などの被害防止については、関係部署や関係団体と連携した、全市的な被害防止対策の検討が必要です。

●市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆防犯活動団体への支援
- ◆市民、学校、警察、行政が連携した防犯、交通安全への取組の強化
- ◆振り込め詐欺などの対策

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### 安 2-2-1 市民と連携して防犯体制の強化を図ります

安全・安心な市民生活を支えるには、防犯対策と交通安全対策の取組の強化が必要です。

地域の防犯体制を強化するため、自治会・町内会や関係機関と連携し、防犯活動団体などへの支援を進めるとともに、安全確保のためのパトロールの実施などを進めます。

また、街頭の防犯カメラの設置に関する対応についても検討します。

さらに、被害が増加している振り込め詐欺などの被害防止のため、警察や防犯活動団体との連携を強化します。

### 安 2-2-2 市民と連携して交通安全の推進を図ります

交通弱者の子どもや高齢者の交通安全対策を強化する必要があります。

市民、地域、学校、警察、行政が連携して、子どもの見守りや交通安全の取組を強化するとともに、市民の意識啓発に取り組みます。

また、交通安全施設の整備、子どもの通学時の安全確保のための取組を進めます。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

## 安2-3 危機管理体制の整備

### 施策の目標

市民の生命、身体及び財産の安全を守り、非常時における市の行政執行体制を確保し、安全・安心なまちをめざします。

### 現状と課題

地震災害や感染症など、生活に多大な影響を及ぼしかねない不測の事態が発生しています。特に東日本大震災では、地震と津波の被害にとどまらず、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散やライフラインの混乱、首都圏における公共交通機関の運行停止や帰宅困難者の発生、さらに電力需給のひっ迫に伴う計画停電など、これまで想定していなかった事態が多く発生しました。

本市では、これまで、地域防災計画の策定や住民に対する災害情報の提供手段として防災行政無線の整備や国の「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」への接続などを進めてきました。

今後は、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災関係機関や生活関連施設などを含めた、災害などに対する全市・全庁的な危機管理体制の構築を推進していく必要があります。

また、非常時に適切な行動が速やかにできるような取組や非常時における情報提供手段の活用についても検討が必要です。

●市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

◆全市・全庁的な危機管理体制の強化

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### 安 2-3-1 危機に備えた総合的な危機管理体制の強化を図ります

災害などの危機から市民の生命や身体及び財産を守るには、市民、団体、事業者、行政が一体となり、危機管理に取り組むことが必要です。

全市・全庁的な危機管理体制の強化をめざし、地域防災計画や危機管理マニュアルの周知と定期的な見直し、業務継続計画（BCP）に基づく適切な運用などを進めるとともに、市民や事業者、市職員の危機管理意識と能力を高めるための教育や訓練、啓発などに取り組めます。

市民への緊急情報の提供に関しては、新しい効果的な情報提供手段についても調査・研究を進めます。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載



## 基本計画

### 《各論》

活力と魅力あるまちづくり



【分野】  
活 1

まちの産業が活力を発揮し活躍するために

■市民との協働で進めること

- ◇商業者・商店街と市民、農家などが連携した取組
- ◇地域資源などの活用

■分野の構成

活 1-1 産業の振興

- 活 1-1-1 農業経営を促進し、都市農業の魅力向上に努めます
- 活 1-1-2 農にふれる機会を提供し、農地の保全に取り組みます
- 活 1-1-3 多様な商工業の振興を進めます
- 活 1-1-4 地域労働環境の向上に努めます

活 1-2 新産業の育成

- 活 1-2-1 起業・創業に対する支援や環境整備を進めます
- 活 1-2-2 産学公連携の取組を進めます

## 活 1-1 産業の振興

### 施策の目標

市内の農業・商工業を振興し、地域経済の発展をめざします。

### 現状と課題

日本の産業において農業の占める比率は年々減少する傾向にあり、商店街の衰退も共通してみられる現象です。

本市では、後継者不足や農地の相続に関する税制などの影響で、農家数や農地（生産緑地）面積は年々減少の傾向にあります。また、商業では、商店の廃業などによる空き店舗がみられる一方、工業では、大規模工場の撤退や縮小などにより事業所などが減少しています。

今後は、農業においては、持続可能な農業経営の環境を整えるとともに、地産地消の促進に向けた身近な生産加工流通体制づくり、農地の多面的な機能の活用の検討、農家と市民との交流促進など地域に密着した農業の振興に取り組むことが必要です。

商工業については、個々の商工業者の経営の維持・発展につながるよう経営診断や経営相談の充実、空き店舗の活用などによる商店街の振興や市民、事業者、商工会などとの連携をより一層進めていく必要があります。

また、市内の中小企業に対しては、引き続き支援を行うとともに、市民、事業者、行政の連携により地域雇用を促進することも必要です。

● 市のデータ  
（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆ 農を通じた農業者と市民の相互理解
- ◆ 市内産農産物の付加価値の向上
- ◆ 農商工が連携した地域経済の展開
- ◆ 関係機関との連携による商工業の振興

### ● 成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### 活1-1-1 農業経営を促進し、都市農業の魅力向上に努めます

近年、都市部での農業経営には、さまざまな課題があり、維持することがむずかしい状況となっています。

持続可能な農業経営の環境を整えるため、市内産農産物の付加価値を高める取組などを推進するとともに、農業者に対する農業経営の支援とあわせて、JA や農業生産団体との連携を進めます。

さらに、身近にある直売所の情報提供や農産物キャラクター「めぐみちゃん」を活用した生産・加工流通体制の構築を通して、市民が地元農産物の魅力にふれる機会を増やす取組を行います。

また、さまざまな情報媒体を活用して、地域の農業に関する情報提供を進め、魅力の発信とあわせて、農業者と市民との相互理解を深めることで農業を営みやすい環境を整えます。

### 活1-1-3 多様な商工業の振興を進めます

地域経済の活性化には、商工業の振興が必要です。

活気にあふれた魅力ある商店や商店街が増えることで多くの人が行き交うにぎわいのあるまちをつくり出すことができます。

地域の特色を活かした戦略的な商業振興などに取り組むとともに、次世代商工業者の育成と入りたくなる店づくりへの支援や、商業者・商店街と市民、商業者と農家などと連携した取組を推進します。

また、中小企業などの経営の安定化を図るため、関係機関との連携による商工業振興を進めます。

### 活1-1-2 農にふれる機会を提供し、農地の保全に取り組みます

都市と農業が共生するまちづくり事業を通じた取組や農地の保全を図るには、市民の理解と協力が必要です。

各種農業体験や地元農産物を購入する機会の提供により、市民が農業・農地とふれあい、都市農業への理解を深める事業を進めます。

また、農業経営に係る各種支援策、市民を対象とした担い手の育成、学校給食などにおける地元農産物の利用促進などにより、持続可能な農業経営による農地の保全に取り組みます。

### 活1-1-4 地域労働環境の向上に努めます

地域労働環境の向上のためには、市民の就業機会の提供や地域内の事業所の労働環境の改善が必要です。

公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携した就業支援や労働環境改善のための取組を進めます。

## 活 1-2 新産業の育成

### 施策の目標

起業・創業に対する支援を行い、新たな地域産業を育て、活性化をめざします。

### 現状と課題

景気の低迷や経済のグローバル化による産業構造の変化は、本市の地域経済にも少なからず影響を及ぼしています。

商工業分野では、大規模工場の撤退や縮小、関連事業所の減少のほか、商店街における後継者や空き店舗の課題がある反面、市内では新たに創業する事業者もみられます。

このような状況の中で、西東京創業支援・経営革新相談センターでは、社会ニーズに対応したさまざまな支援を進めてきました。

また、本市が住宅都市であることを念頭に、住宅と共生が可能な産業として、ソフトなものづくり産業（※）についての調査・研究結果を踏まえて支援を行っていくことが必要です。

今後は、西東京商工会などを中心とした起業、創業の支援の取組やチャレンジショップ事業、一店逸品事業などの取組の成果をあげていくとともに、市内事業者や大学との連携が課題です。

●市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆西東京商工会などを中心とした起業、創業のための支援
- ◆ソフトなものづくり産業への支援

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### 活 1-2-1 起業・創業に対する支援や環境整備を進めます

新産業の育成には、関係機関と連携した起業・創業しやすいしくみづくりが必要です。

起業・創業を促すため、西東京創業支援・経営革新相談センターを拠点として、ベンチャービジネスやSOHOなどの経営者の相談や融資などの経営支援を進めるとともに、住宅と共生が可能なソフトなものづくり産業の起業誘致・育成支援などについての調査・研究結果を踏まえて、支援を行っていきます。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

### 活 1-2-2 産学公連携の取組を進めます

新産業の育成による地域の活性化には、市内の大学を活用した取組が効果的です。

そのため、市内の大学、事業者、行政の連携をさらに拡充させ、地域資源、知的資源、技術力の活用などを推進するとともに、産学公の連携促進のための調査・研究や異業種交流などに取り組みます。

※ 東京都「都のものづくり産業の集積施策のあり方 アジアのものづくりのハブを目指して 答申」（平成 16 年 5 月）における、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業など）、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（映像情報制作・配給業、出版業など）、デザイン業、機械設計業を基本的な対象としています。また、本市においてはこれらの業種に加え、製造業のうちファブレスや研究開発中心型の企業なども対象に含めて考えています。



【分野】  
活 2

地域性を活かして人が集う魅力的なまちになるために

■市民との協働で進めること

- ◇ひと・もの・ことを有効活用した「西東京ブランド」の創出やまちの魅力向上の推進
- ◇まちの魅力をアピールするための情報発信

■分野の構成

活 2-1 まちの魅力の創造

- 活 2-1-1 西東京市にある地域資源の利活用の検討を進めます
- 活 2-1-2 水とみどりに親しみ、まち歩きを楽しめる環境整備を進めます

## 活 2-1 まちの魅力の創造

### 施策の目標

自然や歴史、文化などの地域資源を活かし、まちの魅力を向上させるとともに、積極的な情報の発信に取り組みます。

### 現状と課題

活気あるまちであるためには、市外からも人を呼び込めるような魅力があるとともに、その魅力が十分にアピールされることが必要です。

本市は、5つの鉄道駅が存在し、都市計画道路の整備も進められるなど、交通の便がよく、都心に比べ比較的多く残されています。また、下野谷（したのや）遺跡など、歴史や文化などの地域資源も多くありますが、その魅力を十分にアピールできていないのが現状です。

今後は、まちの魅力の向上をめざし、魅力ある景観づくりや、ひと・もの・ことを活用して「西東京ブランド」の構築を進めるとともに、地域資源である東大生態調和農学機構、多摩六都科学館などの活用の検討やさまざまな情報媒体を利用した積極的な情報発信をする必要があります。

● 市のデータ  
（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆西東京ブランドの構築
- ◆まちの魅力の情報発信力の強化
- ◆東大生態調和農学機構や多摩六都科学館を活用したまちづくり

### ●成果指標

## ○ 課題解決に向けた視点

### 活 2-1-1 西東京市にある地域資源の利 活用の検討を進めます

人が集う魅力あるまちをつくるためには、市内のさまざまな地域資源の活用、人が集まるきっかけづくり、まちのPRが必要です。

市民のもっている魅力（ひと）や自然環境、文化財、特産物などの地域資源（もの）、交流や機会（こと）などを有効に活用して、「西東京ブランド」を広く周知させ、まちの魅力向上につなげます。

特に、市内にある東大生態調和農学機構を活用した市民の交流や食と農にあふれるイベントの開催などの取組や、多摩六都科学館を活用した児童・生徒の交流や科学をテーマとしたイベントの開催などの取組を進めます。

また、まちの魅力をアピールするため、ホームページやコミュニティラジオ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）などの情報手段を活用した市内外への積極的な情報発信の検討を進めます。

### 活 2-1-2 水とみどりに親しみ、まち歩きを 楽しめる環境整備を進めます

水とみどりに親しめる空間やまちを歩いて楽しめる環境は、まちの魅力を高めます。

市内の環境を活かしたまちづくりを進めることで、市外からも多くの人が集い、まちの活性化が図られます。

東伏見公園や石神井川の一体的な整備による新たな水とみどりの景観や既存の公園などの親水機能を活用したまちづくりを進めます。

また、市内に点在する公園や歴史資源と散歩道などをネットワーク化させ、だれもがまち歩きを楽しむことのできる散策ルートをつくるなど、市民が心身両面において健康な生活をおくることのできるしくみを整えます。

さらに、このような地域の資源を活用した取組を市民と協働で進めることにより、新たな魅力を創出し、まちの活性化を図ります。

